

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	77 件
国民年金関係	56 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 6 月の国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 60 年 7 月から 61 年 12 月まで
③ 昭和 62 年 6 月

私は、国民年金に加入してから一度も保険料の納付を忘れたことが無く、納付書により金融機関で納付し、昭和 62 年度以降は口座振替により納付していた。昭和 63 年 7 月に住居での災害により、領収書等は無くなってしまったが、保険料を未納にすること無く納付していたことは間違いないので社会保険庁の記録が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②の直後の昭和 62 年 1 月以降については、申立期間③の 1 か月を除き保険料をすべて納付しており、また、同年 4 月からは申立てどおり口座振替により納付していることが推定できることから、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

申立期間③については何らかの事情により残高不足が生じ保険料が振替不能となったことが推測されるが、保険料が振替不能となった場合には、後日市役所又は社会保険事務所から納付書が送付されることとなっている。申立人は振替不能であったとみられる平成 4 年 7 月分の保険料について、5 年 10 月 15 日に過年度納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さからみて、申立期間③に係る納付書を受け取っていたにもかかわらず、当該期間について保険料を未納のまま放置していたとは考え難く、その後に届いた納付書により納付していたとみるのが相当である。

一方、申立人は国民年金に加入後、保険料を未納にすること無く納付していたと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手

帳記号番号は昭和 60 年 8 月に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間①の保険料は制度上、現年度納付することはできず申立人の陳述とは符合しない。また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読み検索によっても申立人について別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人の申立期間②における具体的な納付方法等の記憶は不明確であり、納付をめぐる事情について具体的な供述は得られなかったほか、A 市では昭和 62 年 3 月まで 3 か月単位での保険料の収納を行っていたが、申立人が申立期間②に係る保険料を納付書により納付していたにもかかわらず、金融機関、市役所及び社会保険事務所において 6 期分（18 か月）の保険料収納に係る事務的過誤が継続していたとは考え難い。

このほか申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 6 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年11月まで

私は父親から果たすべき「義務と責任」として、選挙権や国民年金のことを諭されていたこともあり、昭和43年2月に、A市の国民年金の窓口で加入手続をし、以後3か月毎に保険料を支払っていた。48年7月に友人を頼りA市からB市に転居し、すぐに国民年金の住所変更手続を行った。その後国民年金の納付書が届いたので、同年10月19日にB市の年金窓口で同年7月から同年11月までの保険料を支払った。当時の保険料額は月額550円であり、5か月分なので2,750円を支払った。

しかし、申立期間の国民年金保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年2月から平成9年7月までの国民年金保険料について申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き完納しており、厚生年金保険と国民年金の切替手続も的確に行われていることから、申立人の国民年金保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人はA市からB市に転入した際にすぐに国民年金の住所変更手続を行い、昭和48年10月19日にB市役所の年金窓口で、5か月分の保険料として2,750円を納付したと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳には住所変更手続が的確に行われたことが確認できる上、その保険料納付をめぐる申立内容は具体的である。さらに、申立ての保険料額も実際の保険料と符合しており、申立内容に不自然な点は認められない。

加えて、保険料の納付方法について、B市では昭和47年4月から納付書方式となっており、申立内容と符合する。

以上のことから、国民年金保険料の納付意識が高い申立人が、申立期間の5

か月間の保険料についてのみ、手元に納付書がありながら未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から60年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年5月から60年4月まで

昭和55年ごろだと思うが、夫が国民年金の加入手続を行った。

また、加入後の国民年金保険料については、夫が納付していたので、その金額やどこで、どのようにということはよく知らないが、満期になるまで納付書により必ず納めてきたと夫から聞かされているので、未納期間とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付記録をみると、加入手続を行ったとする昭和55年4月以降、申立期間の12か月を除き、60歳到達日が属する月の前月までの保険料（厚生年金保険被保険者期間、3号被保険者期間を除く）がすべて納付されており、申立人の保険料に係る納付意識が高いものと考えられる。

また、A市では、昭和54年4月以降は納付書による保険料収納を行っており、納付書で保険料を納付したとする申立人の夫の陳述はこれと符合する。

さらに、昭和55年4月以降の申立人の厚生年金保険及び国民年金の記録をみると、申立期間以外の時期において3回、厚生年金保険から国民年金への変更手続きが行われているが、その手続きはいずれも適切に行われており、かつ、この間の保険料は、現年度納付と過年度納付の違いはあるものの漏れ無く納付されている。

加えて、申立人の国民年金被保険者資格の訂正履歴をみると、昭和59年5月の被保険者資格の取得は、申立期間当時に適切に行われていることが社会保険庁の記録により推定でき、厚生年金保険から国民年金への変更手続きを行いながら申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難く、申立期間の保険料は納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から46年11月まで
② 昭和46年12月から49年3月まで
③ 昭和50年4月から同年9月まで

昭和39年7月ごろにA市に転居した後、私だけは国民年金に加入した方が良く、夫が私の国民年金加入手続をした。また、国民年金保険料は夫が納付書で納付していた（申立期間①）。

昭和46年12月にB市に転居してからも、市役所から納付書が送られてきて、夫が保険料を納付していたと思う（申立期間②）。

時期ははっきりしないが、何か月間かの未納期間があり、この間の保険料はさかのぼって納付しなければならないと夫がB市役所から教えられ、その未納の保険料を夫が納付した記憶がある。

申立期間①、②及び③については、保険料が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は国民年金保険料の未納期間があることを申立人の夫がB市から聞き、未納分の保険料をその夫が納付したと陳述しているところ、同市の被保険者名簿の申立期間③の納付欄に「51. 3再」の事蹟が確認でき、この事蹟について、同市国民年金課では「納付書を再発行したということだと思う。」としており、このB市の回答は、申立人の夫の陳述と符合している。

また、B市の被保険者名簿の納付記録をみると、申立期間③直後の昭和50年10月から52年9月までの期間は、6か月ごとに一括して保険料が納付され

ていることが確認でき、申立期間③が6か月間であることは、申立人の夫の納付行動と一致している。

さらに、申立期間③及びその前後の時期において、申立人夫婦の住所及び保険料を納付していたとされる申立人の夫の職業は変わりが無く、生活環境にそれまでと大きな変化も認められないことから、申立人の夫において、申立期間③の申立人の保険料を納付したと考えるのが相当である。

一方、申立期間①については、申立人の手帳記号番号の払出時期が昭和49年10月であることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情等は見当たらなかったことから、この手帳記号番号の払出時点では、申立期間①の保険料は制度上納付することができない。

また、申立人の夫が陳述する納付直後の保険料額は、当時の保険料額と相当かい離している。

次に、申立期間②については、申立人の手帳記号番号の払出しが昭和49年10月であることから、この払出時点では申立期間②の一部の保険料は、制度上保険料を納付することができない。

また、国民年金に係る住所変更手続や保険料納付をしたとされる申立人の夫は、A市からB市への住所変更手続の詳細や申立期間②に係る保険料の金額をはっきり覚えていないなど記憶はあいまいである。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで
② 昭和54年7月から55年8月まで
③ 平成10年8月から15年3月まで

私は、実家に帰省していた昭和54年8月11日にA市役所へ行き、同年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付した。その後、電車で30分ぐらいの所にあるB社会保険事務所に出向き同年1月から同年3月までの保険料を納付した（申立期間①）。

社会保険庁の記録では、昭和54年7月から55年8月までの期間及び平成10年8月から15年3月までの期間について、申請免除となっているが、私は免除を申請した記憶は無く、保険料を納付したと思う。

また、昭和54年7月から55年8月までの保険料の納付時期、場所や保険料額などは、はっきりと覚えていないが、後からさかのぼって納付したかもしれない（申立期間②）。

さらに、平成10年8月から15年3月までの保険料は、2回に分けてさかのぼって納付した記憶があるが、それぞれの保険料額と1回目の納付時期は覚えていない。2回目は固定資産税などを納めた時と同じ同年12月10日だったと思う（申立期間③）。

申立期間①、②及び③について、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は昭和54年8月11日に市役所で現年度保険料を納付した後、過年度納付用の納付書を持参してB社会保険事務所に出向き、窓口で保険料を納付した、その際、その納付書は領収印が無いまま返されたの

で、現在もそのまま持っている」と陳述している。

ところで、申立人は、同日に市役所に出向いて現年度保険料を納付したとしているところ、その陳述内容については昭和54年8月11日付けの同年4月から同年6月までの現年度保険料領収書を所持していることから確かなものと推定できる。

また、B社会保険事務所では、申立人が保管している申立期間①に係る納付書は、金融機関を利用して過年度保険料を納付する時に使用するものであり、社会保険事務所の窓口では同納付書を使用して保険料を納付することができないことから、過年度保険料を窓口で受領した場合には、国民年金保険料現金領収証書に必要事項を記入して納付者に交付するとしており、窓口で領収印の無い納付書をそのまま返されたとする申立人の陳述内容に不自然な点は無い。

さらに、申立期間①は3か月間と短期間である上、当該期間の保険料納付をめぐる申立人の陳述内容は具体的であり、申立人は申立期間①の保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間②及び③については、申立人は免除を申請した記憶が無いとしているが、申請免除は、制度上、本人が市町村窓口において申請を行い、社会保険事務所の申請免除に係る審査結果はその都度、社会保険事務所から申請者に対して書面をもって通知されることになっており、申請者は免除を知り得る立場にあるところ、申立人は、申立期間③のすべての期間に係る申立人宛の国民年金保険料免除申請承認通知書を保管しており、免除申請手続を行った記憶が無いとする申立人の陳述内容は矛盾する。

また、申立期間②についても、申立人に係る特殊台帳には昭和54年度欄に「申免(7~3)」、55年4月から同年8月までの各月欄に「申免」との事蹟^{じせき}が残されており、申立人は申立期間②の期間の保険料を免除されたものと推定できる。

さらに、申立人は、申立期間②及び③の保険料を後日に納付したかもしれないと申し立てているが、申請免除期間の保険料を追納するためには、被保険者が自ら追納の申し出を行った上で、社会保険事務所から納付書が発行される手続になるところ、特殊台帳及び社会保険庁の記録には追納に関する事蹟^{じせき}は無い上、申立人には追納手続に関する記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間②及び③の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和37年の初夏のころ、親から頼まれてA市役所へ税金の納付に出向いた際、市の職員から、国民年金制度が前の年に始まったということで加入を勧められて、その場で国民年金の加入手続を行った。この加入の際に、職員から、国民年金保険料を初めから納めた方が良いと言われたので、前の年とその年の2年分の保険料として2,400円をその場で納めた記憶がある。

それなのに、申立期間の保険料が未納とされており、納得がいかない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録をみると、平成2年8月以降も4年3月まで国民年金に高齢任意加入し、申立期間を除き、昭和38年4月からの国民年金加入期間の保険料を完納しており、申立人の保険料納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期に係る国民年金手帳記号番号払出簿をみると、手帳記号番号の順番は時系列に整序されておらず、申立人の手帳記号番号が申立人の陳述する昭和37年の初夏ごろに払い出されている可能性もあり、この陳述の時期であれば昭和36年度及び37年度の2か年度分の保険料を納付することは可能であり、申立人の陳述に矛盾は無い。

さらに、申立人は昭和36年に数か月間だけアルバイトをし、その翌37年の初夏のころに国民年金へ加入したと加入時期にまつわる事情を陳述するところ、今回の調査により、36年9月から同年12月までの申立人の厚生年金保険の加入記録が生年月日相違で別人の記録として統合されていなかったことが確認でき、申立人の申立期間当時の記憶の確かさが推認できる。

このほか、申立て時点において年金受給権を有し、かつ加入可能月数を完納している申立人が納付したとする申立期間の保険料については、納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から44年3月まで

私は、昭和41年5月に結婚して1年間ほどA市に住んでいたが、そのころ、国民年金の集金人が来るようになり、私が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納めていたと思う。

この後、B市に転居してからは間違いなく、私が夫婦二人分の保険料を納めた。

申立期間の保険料については、B市に住んでいる時に、夫が特例納付制度を利用して、夫婦二人の国民年金の未納保険料をすべて納めた記憶があり、今も「のびゆく国民年金」いう特例納付の説明などが書かれた社会保険事務所などの名前の入ったチラシを保管している。

申立期間の保険料については、夫が夫婦二人分を納付したはずなので、夫の分は納付済みとなっていると思うが私の分が未納とされており、納得がいかない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録をみると、平成15年1月以降も19年12月まで国民年金に高齢任意加入し、申立期間を除き、昭和44年4月からの国民年金加入期間の保険料を完納しており、申立人の保険料納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人が昭和52年から居住しているC市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の検認記録欄には、38年1月から申立期間を含む52年3月まで「他」と事蹟^{じせき}が記されているところ、C市では、この事蹟^{じせき}は同期間の保険料がC市以外の市町村及び社会保険事務所で納付されたことを示しているとしており、申立期間の保険料は納付していたと推定できる。

さらに、申立人が保管していたチラシについては、D社会保険事務局では、

当時のD県が作成したチラシであるとしており、そのチラシには「滞納保険料はさかのぼって納められます。」、「納められる期限 47 年 6 月末まで」などの内容が記載されており、このチラシは特例納付制度の実施に併せて配布されたものと推定され、B 市に住んでいる時に夫が特例納付を行ったとする申立人の陳述と符合する。

加えて、申立人は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしているところ、昭和 44 年 4 月以降の申立人及びその夫の保険料は、すべて同じ日に納付されていることが夫婦それぞれの年金手帳の検認日付及び保険料領収書のそれぞれの領収日付で確認できる。

なお、申立人は、A 市に居住していた時期に集金人に保険料を納付した記憶があるとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 3 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、制度上、この手帳記号番号を用いて当該期間保険料を集金人に納付することはできないため、当該期間の保険料は特例納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年11月までの期間及び57年2月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から同年11月まで
② 昭和57年2月から同年7月まで

私が20歳の時から母が国民年金保険料を納付してくれていたため、昭和51年にA県に来てからもそのまま引き継いで納付していました。

今まで遅れることなく支払ってきているつもりなので、未納とされていることには納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時に国民年金に加入し、以後、保険料を遅れることなく納付してきたのに未納期間があることに納得できないとして申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料の納付記録をみると、申立期間を除き未納期間は無い上、保険料は遅れることなく納付してきたとの陳述どおり、すべて現年度納付されていることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

次に、社会保険庁の特殊台帳をみると、申立期間①については昭和57年に、申立期間②については同年及び58年にそれぞれ催告が行われていることが確認できる。

ところで、申立人は保険料の納付については、すべて現年度納付していることが確認できることから、申立人は納付書を受領すれば保険料を納付していたと考えられるところ、当時、催告は未納期間に係る過年度保険料の納付書を送付していたものであり、申立人が申立期間に係る納付書を受領しながら当該保険料を納付しないことは、申立人の納付意識の高さ等を勘案すると不自然であると考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月及び同年3月
② 昭和45年1月から同年3月まで

昭和41年1月ごろにA市役所で夫婦二人同時に国民年金の加入手続きをした。

申立期間①については、自宅に来てくれていた集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。当時の保険料額は一人100円ぐらいであった。

申立期間②については、前後が納付済みとなっているのに3か月間だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、平成12年11月までの期間について未納期間は無く、納付状況の確認できる262か月についてすべて現年度納付しており、昭和62年度については前納していることから、納付意識が高かったものと考えられる。

まず、申立期間②について、申立人は申立期間に近接する昭和44年8月にA市内で転居しているが、転居後の同年9月から同年12月までの保険料を現年度納付していることが確認できることから、転居に伴い未納となったとはみられない。

また、申立人は、申立期間の前後の期間について現年度納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さを鑑みれば申立期間の3か月についても現年度納付していたとみるのが自然である。

次に、申立期間①についてみると、申立人の年金手帳は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日より、昭和41年7月29日から同年8月

6日までの期間に交付されていることが確認でき、この場合、申立期間の保険料は過年度納付することとなるが、申立人夫婦の保険料の納付を担っていた申立人の妻は、過年度の保険料を取り扱っていなかった集金人に納付していたとしている上、申立人が過年度保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

また、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月及び同年3月
② 昭和45年1月から同年3月まで

昭和41年1月ごろにA市役所で夫婦二人同時に国民年金の加入手続をした。

申立期間①については、自宅に来てくれていた集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。当時の保険料額は一人100円ぐらいであった。

申立期間②については、前後が納付済みとなっているのに3か月間だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、平成7年3月までの期間について未納期間は無く、納付状況の確認できる332か月についてすべて現年度納付しており、昭和62年度については前納していることから、納付意識が高かったものと考えられる。

まず、申立期間②について、申立人は申立期間に近接する昭和44年8月にA市内で転居しているが、転居後の同年9月から同年12月までの保険料を現年度納付していることが確認できることから、転居に伴い未納となったとはみられない。

また、申立人は、申立期間の前後の期間について現年度納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さを鑑みれば申立期間の3か月についても現年度納付していたとみるのが自然である。

次に、申立期間①についてみると、申立人の年金手帳は、申立人の国民年金

手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日より、昭和41年7月29日から同年8月6日までの期間に交付されていることが確認でき、この場合、申立期間の保険料は過年度納付することとなるが、申立人は、過年度の保険料を取り扱っていなかった集金人に納付していたとしている上、申立人が過年度保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

また、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで
申立期間の保険料は、妻が当時居住していたA市役所で納めたと思う。
昭和47年9月にB市に転居し、市役所に手続に行ったが、職員から未納期間があるとの話は無く、話があれば一括で納付している。
このころは、店の経営も順調で経済的にも支払えない理由は無い。
未納とされている期間がちょうど1年度分というのも気になり、1年間もの長期間の納付を忘れることも無いと思うので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人とその妻の納付記録をみると、申立期間の12か月を除き未納期間は無く、昭和47年9月にB市へ転居した際の住所変更手続も適切に行われており、納付意識の高さがうかがわれる。

次に、申立人とその妻の納付状況をみると、申立期間直前の昭和45年度を除きすべて現年度納付されており、同年度の保険料について、申立人は昭和46年9月に、その妻は同年12月にそれぞれ一括して過年度納付しており、また、申立期間直後の昭和47年度の保険料は、B市に転居後の昭和47年9月以降に夫婦二人分共に一括して現年度納付していることが確認できる。

このように、申立期間の保険料を現年度納付することが可能な期間に過年度納付をしながら現年度納付をしないのは、申立人とその妻の納付意識の高さを勘案すると不自然であると考えられる。

また、申立人は申立期間の前後の期間において、生活に特段の大きな変化も無かったとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から50年12月まで
② 昭和51年10月から52年3月まで

昭和40年12月以降、A市役所に行った際、国民年金への加入を勧められ加入した。そのとき、後日集金人が自宅に伺いますので保険料を納めて下さいと言われた。

申立期間当時は、妻が集金人に保険料を納付し、年金手帳に丸印を押してもらっていた。

妻は、当時の保険料額は200円から250円であったと記憶している。

私は、完納済みの手帳2冊を確認しているのに記録上未納期間があり納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②についてみると、申立人は、申立期間後の昭和52年度及び53年度の保険料を現年度納付しており、また、申立期間と連続する昭和51年1月から同年9月までの9か月分の保険料は、昭和53年度に社会保険庁からの催告を受け過年度納付していることが確認できることから、申立期間に当たる6か月分の保険料も一緒に過年度納付したとみるのが自然である。

次に、申立期間①についてみると、申立人は昭和51年1月から同年9月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、集金人に納付していたとする申立人及びその妻の陳述と符合しない。

また、申立人のB市への国民年金の住所変更は、昭和52年9月14日になされていることがB市の国民年金被保険者台帳から確認でき、この場合、昭和51年度以前の保険料をB市で納付することはできない上、A市において保険

料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

さらに、申立人は、昭和 53 年度の社会保険庁からの催告により納付可能な昭和 51 年 1 月までさかのぼって保険料を納付していることが確認できるが、制度上、この過年度納付をした時点において申立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間は 9 年度にわたる 99 か月に及び、これだけの期間、行政側の納付記録等の事務的過誤が継続するとは考え難い上、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名の別読み検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から40年3月まで
結婚後、地区担当の集金人に対し、ほかの住民同様に納付してきたはずである。妻の資格取得後も妻だけが納付となっているのは納付できない。
昭和37年4月及び5月の納付実績があり、それ以降は納付していると思われる。未納があれば必ず支払ったはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月以降、平成11年3月の前月まで、国民年金保険料を完納していると申し立てている。

そこで、申立人の手帳記号番号の払出時期をみると昭和40年4月15日であることが、同手帳記号番号払出簿から確認でき、払出時点において、37年4月から同年12月までの期間の保険料は、制度上納付ができず、38年1月から40年3月までの保険料は過年度納付が可能であることが分かる。

しかし、社会保険庁の納付記録をみると昭和37年4月及び同年5月の保険料が納付済みと記録されており、この事実と符合しない。

また、A社会保険事務所が保管している、同手帳記号番号払出簿をみると、申立人の妻は、申立人のすぐ後の番号を払い出されていることが確認できるが、その払出時期は申立人より2月前の昭和40年2月となっており、不自然である。

さらに、申立人夫婦の前後に払い出された手帳記号番号の払出時期をみると、昭和39年6月又は同年7月であることが確認でき、申立人夫婦の手帳記号番号も同時期に払い出された可能性が否定できない。

加えて、申立人夫婦の前後の手帳記号番号を払い出された被保険者の加入記録をみると、少なくとも、昭和39年度中に払い出された可能性が高いことが

分かる。

また、申立人は申立期間直後の昭和 40 年 4 月以降、平成 11 年 3 月の前月までは保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがわれる。

以上のことから、申立人は昭和 39 年度中に国民年金の加入手続を行い、昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していたが、何らかの事務的過誤が生じ、37 年 6 月から 40 年 3 月までの納付記録が失われたと考えることが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月

私は、平成9年2月21日に、国民健康保険への加入手続と併せて国民年金の手続を行い、保険料の金額は覚えていないが、納付書により金融機関で間違いなく納付している。同年3月分及び5月分が納付済みとなっているのに、4月分だけを支払い忘れることなどあり得ない。申立期間当時は既に離婚していたが、元夫との同居を継続しており、元夫の給料を私が管理していたので、保険料の支払いに困るようなことは無かった。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、親権者として、自分と子供二人分の国民健康保険への加入手続と併せて自分の国民年金の手続も行い、保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人所持の国民年金手帳、保険料収納記録等をみると、申立人は平成9年3月21日付けで第1号被保険者資格を取得し、同年3月分及び同年5月分の保険料はいずれも現年度納付し、同年6月以降分については、同年7月15日に法定免除を受けていることが確認できる。

また、申立期間当時の生活状況をみると、申立人は平成9年*月*日付けで離婚届を提出しているものの、6月初めまでは元夫及び子供たちとそのまま同居生活を続け、この間の元夫の給料は引き続き申立人が管理していたので、申立期間である1か月分の保険料納付に困るような生活状況ではなかったと申し立てており、このことは、申立人の住民票をみると、申立人及びその子供の異動年月日が同年6月6日となっていることとも符合し、申立人の陳述には信ぴょう性が認められる。

さらに、申立期間当時の状況をみると、申立人は、第3号被保険者から第1

号被保険者への種別変更手続も適切に行い、申立期間である平成9年4月分を除き、同年3月分の保険料は同年4月11日に、同年5月分は同年5月26日に、いずれも現年度納付していることが確認でき、新生活に向けて意識の高かった申立人が申立期間の1か月分を納付しなかったとみることは不自然であり、現年度納付したとみるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から48年3月まで
② 昭和51年4月から同年9月まで

私の国民年金は、父が国民年金制度の開始時から加入してくれ、結婚するまで父が国民年金保険料を納付してくれていた

結婚する時に父が、これからは自分で保険料を支払うようにと言って国民年金手帳を渡してくれたと思う。

昭和38年1月に結婚し、この婚姻届出と同時に国民年金の住所変更届出を夫婦二人分を一緒にA市で行い、婚姻後は、自宅で集金人に保険料を納付していた記憶がある。

昭和39年6月にB市に転居した時も、市役所に夫婦二人で出向き、国民年金の住所変更をした。保険料は自宅に集金人が来てくれ、現金で納付していた。途中から納付書になったと思うが、その詳しい時期については覚えていない。

夫の収入は安定しており、B市に転居してからの住所は同じで生活に大きな変化が無いのに、昭和46年4月から48年3月までと、51年4月から同年9月までの各期間の保険料が未納とされているのは納付できない。いずれの期間も保険料は必ず納付しているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年1月の婚姻以降も平成12年3月まで国民年金に継続して加入し、申立期間①及び②を除く期間の国民年金保険料をすべて納付済みであり、納付意識が高いものと考えられる。

また、申立期間②については、申立人はその夫の給与収入があり、自らが保険料を納付していたとしているところ、申立期間②前後の期間は納付済みであり、住居の異動等も無く、申立人の生活状況に大きな変化はみられない。

さらに、申立期間②については、保険料の納付督促が行われた事蹟が特殊台帳に残されているところ、申立人は昭和 50 年 1 月から同年 9 月までの保険料を社会保険事務所の納付督促により過年度納付していることが特殊台帳により確認できることから、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間②についても、社会保険事務所の納付督促を受けて過年度納付したと考えるのが相当である。

一方、申立期間①については、申立人は昭和 39 年 6 月の B 市への転入届出と同時に国民年金の住所変更届出を行い、その後に保険料を集金人に自宅で納付したとしているところ、申立人の 36 年 4 月から 46 年 3 月までの保険料の納付は B 市以外の市町村又は社会保険事務所において行われたことが B 市の被保険者台帳の検認記録により確認でき、申立人が 39 年 6 月に B 市に転居後すぐに集金人に保険料を納付したとする陳述とは符合しない。

また、申立人は、申立期間①当時は 2、3 か月ごとに集金人に保険料を納付し、遅れて納付したことは無いとしているところ、過年度納付のほか、12 か月一括納付や 6 か月一括納付していることが市の検認記録により確認でき、申立人の申立期間①の保険料納付に関する記憶はあいまいである。

さらに、申立人の申立期間①に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月から43年3月まで
② 昭和48年1月から51年3月まで
③ 昭和58年7月から同年9月まで

私は、昭和39年1月にA市に転居したが、転居の4、5か月ぐらい後に、自治会かB会の人が家に来て、20歳になったら国民年金制度があると同人から勧められ、老後のことを考え国民年金に加入した。加入手続は自分がしたが申込用紙に記入したかどうかは覚えていない。

A市に住んでいた当時は、毎月か2、3か月ごとに私が集金人に夫の分と私の分の保険料を現金で一緒に納付した。その時、国民年金手帳に印紙を貼^はってもらっていたと思う（申立期間①）。

昭和47年12月にA市からC市に転居したが、C市では転居した当初は私が毎月か2、3か月ごとに市役所に出向いて夫の分と私の分の保険料を一緒に納付していた。国民年金の住所変更の手続は私がしたと思うがはっきりとは覚えていない（申立期間②）。

昭和57年3月からは、私が自分の分と一緒に、夫の分と長男の分の保険料も併せて納付するようになった。私の分だけが58年7月から同年9月までの期間が未納とされているのはおかしい（申立期間③）。

国の制度だから安心だと思って国民年金に加入し、保険料を毎月納付していたのに各申立期間が未納とされているのは納得できない。必ず納めたので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年1月に夫の転職に伴ってA市に転居し、そのころ国民年金に加入し、国民年金保険料は夫婦二人分を申立人が集金人に納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年12月に払い出されていることが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、

この手帳記号番号により申立期間①の保険料は現年度納付することはできない上、申立期間の一部は制度上過年度納付もできない。

また、申立人が現在所持している手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、申立期間①に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は自宅で国民年金に加入したとしているが、A市では国民年金への加入手続は市役所で行っていたとしており、申立人の加入手続の陳述は符合しない上、申立人の所持する年金手帳の昭和42年印紙検認記録欄には検認印が押されていないことが確認できる。

次に、申立期間②について、申立人は、C市に転居した当初から保険料を納付したとしているところ、保険料を納付するためには国民年金の住所変更手続が必要であるが、申立人の所持する国民年金手帳にはC市への住所変更が昭和51年3月11日と記されており、また、手帳記号番号払出簿には申立人の被保険者名簿を同年6月1日にD社会保険事務所へ移管した事蹟が^{じせき}残されていることから、このころに申立人のC市への国民年金の住所変更手続が行われたものと推定でき、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は、夫婦二人の申立期間②の保険料は現年度に夫婦二人分を一緒に納付したとしているところ、申立人の夫の昭和48年4月から51年3月までの保険料は同年8月に過年度納付されていることがその夫の特殊台帳により確認でき、夫婦二人分を現年度納付したとする陳述と符合しない上、申立人の年金手帳の48年1月から同年3月までの印紙検認記録欄には検認印が押されていないことが確認できるなど申立内容は不自然である。

このほか、申立人の申立期間①及び②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

申立期間③については、申立人は、昭和57年3月以後は申立人自身が夫婦の分と長男の分の保険料を一緒に納付していたとしているところ、その夫及び長男の申立期間③と同時期の保険料が納付されていることが社会保険庁の記録により確認できることに加え、申立人夫婦及びその長男の申立期間③の前後の期間については、申立人夫婦及びその長男の保険料は納付されていることから、3か月と短期である申立期間③についてもほかの期間と同様に保険料が納付されていたと考えるのが自然である。

また、C市では昭和58年当時は年度当初に1年分の納付書を被保険者宅に送付しており、申立人が同年7月から同年9月までの納付書だけを残したまま、同年10月以降の3人分の保険料を納付するのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）及び59年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から45年3月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで
③ 昭和58年2月及び同年3月
④ 昭和59年1月から同年3月まで

昭和35年ごろ、両親が私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。私が結婚後、A市に住んでいた時の昭和48年ごろに母から「私の国民年金保険料を48年6月まで納付していた。」と言って連絡があり、後日両親から年金手帳が送られてきた（申立期間①）。

昭和48年に両親から渡された年金手帳を持参し、A市役所で国民年金の住所変更手続を夫が行い、その後の国民年金保険料も夫がすべて納付している。また、夫の転任に伴う転居の都度、転入手続とともに国民年金の手続を夫が行い、保険料の納付も行っていった。昭和49年1月から付加年金にも加入し、61年3月の制度改正まで役所から送られてきた納付書により郵便局か銀行で夫が保険料を納めていた。

未納の期間の前後は納付しており、申立期間についても、納付書があれば必ず保険料を納付していた（申立期間②、③及び④）。

昭和48年6月までは私の両親が定額保険料を、49年1月以降は私の夫が定額保険料と付加保険料を併せて納付しているはずなので、各申立期間について、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年に両親から国民年金手帳を渡されて以降は、国民年金

に任意加入し、申立人の国民年金保険料をその夫が納付していたところ、申立人の納付状況をみると、同年7月から第三号被保険者となる61年3月までの12年9か月の間における未納期間は申立期間②及び③の5か月のみであり、また、49年1月からは付加保険料も納付しており、申立人の納付意識が高いものとする。

また、申立期間②については、その前後の期間は定額保険料及び付加保険料を納付済みであり、申立人の納付意識を考えると3か月と短期間である申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間②当時、定額保険料と付加保険料を併せて1枚の納付書が交付されていたことから、申立期間②の保険料については、ほかの期間と同様に定額保険料と付加保険料が納付されたものとするのが自然である。

次に、申立期間④については、特殊台帳に「付」のゴム印のみが押印されているところ、社会保険事務所では「納」と押印すべきところを「付」と押印したものであるとして、定額保険料のみが納付されたものとして取り扱ったものとするとしている。

しかし、申立期間④当時に申立人が在住していたB市では、定額保険料と付加保険料と合わせた1枚の各月ごとの納付書を12月分発行しており、同一年度において申立期間直前の昭和59年4月から同年12月までの期間は付加保険料も併せて納付していることから、申立期間④の3か月は付加保険料を納付しなかったとするのは不自然であり、申立期間④の付加保険料は納付されていたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和35年10月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるものの、社会保険事務所の被保険者台帳管理簿に時期は不明であるが「C市不在」と、また、C市の被保険者名簿に「住所判明昭和47年3月23日」とそれぞれ記されていることから、申立人については、C市においていったん不在者として管理され、集金人が保険料の集金に訪れることは無く、申立人の両親は申立人の申立期間①の保険料を納付できなかったものとするが推定できる。

また、申立人については、昭和47年2月14日に、申立期間①直後の45年4月から46年3月までの保険料が旧姓で発行された納付書により過年度納付され、同日付けで住所が実家の「D方」、氏名が婚姻後の姓となっている国民年金手帳が発行されていることが申立人が所持する国民年金手帳により確認できることから、昭和47年ごろ、保険料納付勧奨などを契機に不在者から改めて被保険者として把握され、その後保険料納付が再開されたものとするが考えられる。

さらに、申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び保険料納付は申立人の両親が行っていたところ、その両親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料は無い上、申立人自身は加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、その両親も既に死亡しており、保険料納付に関する詳

細は不明である。

次に、申立期間③については、特殊台帳により申立人は昭和 58 年 8 月に過年度納付していることが確認でき、過年度納付時点では制度上付加保険料を納付することができない。

また、申立人は、遅れて保険料を納付したことは無いとしているところ、B 市への住所変更については、申立人の特殊台帳に「住民票により確認」との事蹟^{じせき}と共に、申立人の被保険者台帳が昭和 58 年 4 月 22 日付けで職権により E 社会保険事務所から F 社会保険事務所に移管^{じせき}されている事蹟が残されており、申立期間③当時において B 市への転居に伴う国民年金の住所変更手続が行われなかったことから、申立人は申立期間③の保険料を現年度納付できず過年度納付した可能性を否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）及び 59 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から53年12月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで
③ 昭和56年1月から同年3月まで
④ 平成元年4月及び同年5月

申立期間①については、A県の実家に納付書が届き、母が保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間②及び③については、妻が継続して保険料を納付してくれていた記憶があり、妻が記載した家計簿が残っている。

また、申立期間④については、転職後、B市から保険料が未納である旨の通知が送付されてきたので、C地区にあったB市D支所に出向いて説明を受け、夫婦二人の2か月分の国民年金保険料として3万円程度を私が支所もしくは金融機関で納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間④の保険料について、転職後の平成元年に保険料が未納である旨の通知書が送付されてきたので、当時C地区にあったB市役所D支所に出向いて説明を受けた後、夫婦二人分の国民年金保険料3万円程度を同支所もしくは金融機関で納付したと申し立てている。

B市役所D支所は、平成2年11月に現在地に移転しているが、元年当時は、C地区にあり、同支所で国民年金制度の説明を受けて手続を行ったとする申立内容は、当時の状況と符合する。

また、申立人は、夫婦二人の2か月分の国民年金保険料として3万円程度を

支所もしくは金融機関で納付したと申し立てしているところ、申立期間④の夫婦二人の2か月分の保険料額は3万2,000円であり、申立内容と符合する。

さらに、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失期間は国民年金の強制加入期間となるため保険料を納付する必要があるとの説明を受けて納得して保険料を納付したと陳述している点、当時、B市においては、オンライン化が完了しており、3か月から半年に1回国民年金未加入者のチェックを行い、積極的に納付書を送付していたとしている点など、申立内容に不自然な点はみられない。

他方、申立人は、申立期間①当時、申立人の母がA県の実家に届いた納付書で、国民年金保険料を納付していたと申し立てしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年5月6日にE市で払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しないほか、この手帳記号番号によっては、申立期間①及び②の保険料を現年度納付することはできない。

そこで、F社会保険事務所が保管する昭和55年4月以前の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

次に、申立人は、申立期間②及び③当時、申立人の妻が、申立人の国民年金保険料を納付していたと申し立てしているところ、参考資料として提出された昭和55年5月、同年8月及び同年12月の申立人の家計簿に記載されている保険料額は、同年4月から同年12月までの保険料月額と一致しており、社会保険庁の納付記録をみても、当該期間は納付済みとされているが、申立期間②及び③の期間の家計簿は残されていない。

また、申立人の特殊台帳を見ると、申立人は、昭和55年に催告を受け、54年1月から同年3月までの保険料を56年2月9日に過年度納付していることが確認でき、催告された過年度保険料の納付書を申立期間③の現年度納付書と勘違いしている可能性を否定することはできない。

このほか、申立人は、申立期間①、②及び③当時、保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月から57年12月まで
② 昭和61年4月から平成2年4月まで

昭和55年11月1日に独立開業して、健康保険の2年間の任意継続手続を行った際、A市役所で国民年金加入手続を行い、その後、申立期間①の国民年金保険料を納付したはずである。56年分及び57年分の確定申告書控えにも国民年金保険料を記載している。

申立期間②については、保有する確定申告書控えを見ると、昭和61年分の営業利益が60年分と変わらないのに社会保険料控除額を倍近く申告しているため、国民健康保険料額のみならず、国民年金保険料額も含まれているはずであり、保険料を納付しているはずである。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保有する昭和56年分から平成5年分までの確定申告書控えの社会保険料控除欄を見ると、昭和56年分及び57年分には国民年金保険料として5万4,000円及び6万480円と記載されており、この金額は、当時の一人分の国民年金保険料5万1,810円及び6万480円とおおむね一致している。

しかし、この保険料額は、事業専従者として記載されている申立人の妻の国民年金保険料である可能性も否定できない。

そこで、申立人の妻の納付記録をみると、昭和52年9月から61年3月までの保険料が納付済みとされていることから、仮に確定申告書控えに記載されている金額が申立人の妻の保険料であれば、58年分から61年分までの確定申告書控えにも国民年金保険料の記載があるはずであるが、56年分及び57年分の

みにしか国民年金保険料の記載が無い。

また、申立人は、昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月までの保険料は納付していないと陳述していることから、確定申告書控えに記載されている 56 年分及び 57 年分の国民年金保険料は申立人のものであると考えられ、56 年 1 月から 57 年 12 月までの保険料は納付されていたものとするのが相当である。

次に、申立人は、確定申告書控えの昭和 61 年分の営業利益が 60 年分と変わらないのに社会保険料控除額を倍近く申告しているため、これには国民健康保険料額のみならず、国民年金保険料額も含まれているはずであり、申立期間②の保険料についても納付したと申し立てているが、申立人の保有する確定申告書控えの 58 年分から平成 5 年分までの社会保険料控除欄を見ると、国民健康保険料は記載されているものの、国民年金保険料は記載されていない。

また、申立人の確定申告書控えの昭和 60 年分及び 61 年分を見ると、同年分の欄外に国民健康保険料と国民年金保険料の内訳が記載されており、国民年金保険料の内訳には×印が付されていることが確認でき、国民健康保険料の内訳の合計金額は欄内に記載されている国民健康保険料額と同額であり、社会保険料控除欄の金額とも一致することから、社会保険料控除欄に国民年金保険料が含まれているものとは考え難い。

さらに、申立人の確定申告書控えに記載されている昭和 61 年分から平成 2 年分までの国民健康保険料は、合計所得の増えた昭和 63 年分を除いて、ほとんど同じ金額であることから、社会保険料控除欄に国民年金保険料は含まれていないと考えられ、申立人が申立期間②の保険料を納付していたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から 57 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から平成元年2月まで

昭和60年10月に会社を退職し、同年11月から自営業を開始した。申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。申立期間の保険料は、妻が納付書により銀行で納付した。61年から平成元年の所得税の確定申告において、国民年金保険料の社会保険料控除を申告しており、確定申告書控えにもその金額が記載されている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人本人の昭和61年分、62年分及び63年分の所得税の確定申告書控えを保有しており、当該年の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の昭和61年分、62年分及び63年分の確定申告書控えを見ると、各確定申告書控えの社会保険料控除欄に一人分の国民年金保険料額が記載されており、記載されている保険料額は当時の保険料額と一致している。

また、申立期間当時、申立人の確定申告の依頼を受けていた税理士は、社会保険料控除欄に保険料を記載する場合は、原則として、帳簿の記録を基に記載していたと思うと陳述していることから、申立人は、昭和61年1月から63年12月までの保険料を納付していたものと考えるのが相当である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和60年11月から同年12月までの期間及び平成元年1月から同年2月までの期間については、厚生年金保険被保険者資格を取得又は喪失する直前直後の期間であり、保険料を納付したことを示す関連資料が無いこと、また、申立人の保険料納付に関する記憶は明確ではないことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から63年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月

母は、当時、A市B地区において、年金委員として集金に当たっており、年金のことをよく知っていた。

そのため、私が勤めていた会社を退職した後、母がすぐにA市役所で私の加入手続をしてくれたはずです。また、結婚でC市に移り住むまで、私の分の保険料は、母が納付してくれていた。

しかし記録では、昭和46年12月が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市在住当時に母親が申立人の加入手続をし、転居するまで申立人の分の保険料を母親が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の母親の納付記録をみると、昭和36年4月から申立期間を挟んで厚生年金保険に切り替わる50年2月までの間の167か月分の保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の加入手続時期をみると、A市の被保険者カードの記録から、昭和47年6月に社会保険事務所からA市へ申立人の加入手続に係る連絡がなされた形跡が認められる。

さらに、申立期間直後の3か月分の保険料は、特殊台帳の記録から、昭和47年6月の加入手続以降当該年度中に過年度納付したものと推定できる。この場合、申立期間の保険料も同様に過年度納付が可能であり、同一年度中であるにもかかわらず直後の期間のみ納付勧奨がなされたとは考え難い。

これらの点を踏まえ、申立人の母親の納付意識の高さに鑑^{かんが}みると、申立期間についても過年度納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から同年9月まで

昭和50年5月ごろにA市役所で加入手続した際、市役所窓口で年金手帳の交付を受け、会社勤めしている期間を除き、保険料を納付していた。

その後、昭和55年7月にB市へ移った後も、毎月、B市のC地区にあった出張所に行き、夫婦二人の保険料を一緒に納付していた。

しかし記録では、前後期間は納付済みであるものの、昭和55年7月から同年9月までの期間だけが未納とされているのは、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年7月にB市へ転居し、転居後は夫婦二人分の保険料を一緒に現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、資格を取得した昭和50年3月から60歳に達した平成19年8月までの国民年金加入期間360か月のうち、資格取得月及び申立期間を除き、356か月は納付済みであり、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間直後の昭和55年10月以降の保険料については、いずれも3か月毎に夫婦同一日に現年度納付していることが、市の被保険者名簿及び収滞納一覧の記録から確認でき、当時は、夫婦二人分の保険料を一緒に現年度納付していたとする申立人の陳述と符合する。

一方、申立人夫婦は、申立期間中の昭和55年7月にA市からB市へ転居しているものの、転居後の国民年金に係る手続は直ちになされていることが市の被保険者名簿から確認でき、申立期間の保険料は現年度納付が可能であった。

さらに、当時、B市の出張所では、その場で納付書の手書発行を行っていたとしている。他方、B市の加入者記録の管理方法についてみると、出張所で加

入者からの届出を受け付けた場合、数日の後にB市本庁へ届けられ、本庁が名簿作成及び一括でその管理に当たっていたとしている。

これらの点から、出張所で転居手続した後、すぐに金融機関で納付書により納付した場合、本庁での名簿作成に至る前にその控えが送付され、事務の混乱から作成時に納付記録の漏れが生じた可能性も否定できず、申立人の納付意識の高さに鑑みれば、申立期間の保険料は現年度納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から43年3月まで
② 昭和44年1月から同年3月まで

当時、市役所の集金人が毎月集金に訪れて、母が店のお金から家族4人分（当時、父母、私及び妹）の保険料を手渡すと、その集金人は縦10センチ、横8センチくらいの薄ペラな国民年金保険料受領用紙に受領印として黒いスタンプを押印していたのを鮮明に覚えている。

上記期間が未納とされているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、毎月店を訪れる集金人に家族4人分の保険料を納付すると、縦10センチ、横8センチ程の薄い用紙に受領印が押されることを鮮明に覚えていると申し立てているが、申立期間①及び②当時のA市における国民年金保険料の納付方法は個人単位で年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であったことから、申立人が見ていたとする集金人への母親の支払い^{ちようふ}は、国民年金の保険料では無かった可能性がうかがえる上、申立人の記憶する受領印が押された用紙の大きさは、当時、国民年金とは別に、A市の国民健康保険料を徴収する集金人が用いていた領収証書の大きさに酷似している。

また、申立人は、当時、母親が集金人に納付していた金額を月1,200円から1,600円ぐらいであったと陳述しているところ、家族4人分に係る申立期間①の国民年金保険料月額^{ちようふ}の合計金額を試算すると、昭和37年10月から41年12月までの期間については500円、42年1月から43年3月までの期間については900円であり、符合していないことが分かる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時の保険料の納付に直接関与してい

ないため、当時の具体的な納付内容等については不明である。

一方、申立人の納付記録は昭和43年4月から始まっているが、それ以降は、申立期間②の3か月を除き、60歳期間満了まですべて保険料を納付しており、納付開始以降の申立人の母親、及びその後納付を引き継いだと思われる申立人の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間②前後を通じて、両親の事業も順調であり、生活状況等に特段の変化も無かったと陳述していることから、申立期間②については納付があったものとみるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年9月までの期間及び59年10月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から41年3月まで
② 昭和48年10月から49年12月まで
③ 昭和56年10月から57年9月まで
④ 昭和59年10月から60年3月まで

A市B区役所から加入勸奨があった昭和36年4月ごろに、私が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月区役所の集金人に納付していた。その後、B区からC区へ転居した際にも、私が住民票の手続と一緒に国民年金の手続も行い、C区においても私が夫婦二人の保険料を区役所の集金人に納付していた。

昭和49年4月に、私と子供たちだけで夫の実家のあるD市に移り、そこからは私の保険料だけを自治会の納付組織の班長に納付していた。私もその班長を引き受けたことがあるのでよく覚えている。

また、法定免除や申請免除になっている所があるが、私自身、生活に困ったことは無く、生活保護を受けたことは勿論のこと、免除の申請も行ったことは無い。

上記期間が未納及び免除にされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人がD市に転居する昭和49年4月まで、申立人が夫婦の保険料を納付していたと申し立てているが、この間にB区からC区に転居した際の手続等に関してはよく覚えていないとし、納付に関しては、毎月区役所の集金人に保険料を納めていたという記憶しか無いと陳述していることから、当時の具体的な納付状況等は不明である。

そこで、夫婦二人分一緒に保険料を納付していたとする夫の納付記録をみると、申立人同様、申立期間①の保険料は未納であることが分かる。

また、申立期間①は 42 か月と長期間であり、これほどの期間において夫婦二人の納付記録が同時に欠落するとは考え難い。

次に、申立期間②について、申立人の特殊台帳をみると、昭和 48 年 10 月から生活保護適用による法定免除と記載されているが、申立人が C 区及び D 市において生活保護の適用を受けた記録は確認できなかったことから、法定免除とされた経緯等は不明である。しかしながら、申立人は、申立期間②途中の昭和 49 年 4 月に、夫を C 区に残し、その子供と共に D 市に住所変更していることから、生活状況に大きな変化がみられるとともに、それまでの期間について、申立人が一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする夫の納付記録も未納となっている。

さらに、申立人に申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立期間③及び④について、当該期間の前後を通じて、申立人は、夫の実家のある D 市に住み続けていたとしていることから、特段生活状況等に変化は無く、自らも引き受けたことがあるとする自治会の班長に保険料を納付していたと具体的に陳述しているほか、当該申立期間は 12 か月及び 6 か月と短期間であり、また、前後の期間は納付済みである。

さらに、D 市の被保険者名簿に記載された申立期間③当時の住所変更記録に不合理な点が認められるとともに、特殊台帳の申立期間④を含む昭和 59 年度の納付記録をみると、当初、「年度内完納」と記録されていたものを、後日、「年度間申免」に訂正しているなど、記録管理の不自然さもうかがえることから、申立期間③及び④における申立人の保険料納付が納付記録に反映されなかった可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 56 年 10 月から 57 年 9 月までの期間及び 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

父は、「保険料を集金に来てくれるから納める。」と言って、国民年金制度が始まった昭和36年4月当初から私の国民年金保険料を納付してくれていた。父が残してくれた年金手帳の昭和36年度の欄には家族以外の文字で「100支払ずみ 昭和36年分」と書かれたメモがあり、ほかに国民年金保険料の領収書等もはさんである。結婚してからは、自分自身で支払い始めたが、それまでは父が漏れ無く支払ってくれていたはずである。

私が40歳ぐらいのときに、未納があれば今ならその分を納めることができるからと、下の姉に勧められ、A市役所に行き、未納が無いか納付記録を確認してもらったが、市役所の女性職員は、手元の資料を見ながら「全部支払っている。」と言ったので、やっぱり私には未納期間は無いと確信したのを覚えているのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、国民年金制度が発足した昭和36年4月当初から申立人が結婚した昭和40年度まで、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳、領収証書等をみると、昭和39年7月30日に、同年4月から同年9月までの保険料を現年度納付し、その同じ日に、38年2月から39年3月までの保険料を過年度納付しており、さらに、40年1月29日に、39年10月から40年3月までの保険料を現年度納付し、その翌日の30日に、38年4月から39年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の保険料を納付していたとする父親は、現年度納付を行った際に、未納期間があれば、同時に過年度納付を行っていることから、

納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の所持する社会保険事務所の充当通知書をみると、昭和 38 年度の保険料が上記の 2 度にわたる過年度納付によって 1 年分の保険料が重複納付となり、昭和 40 年度の保険料として納付期間の変更が行われたことが分かる。

一方、申立期間の保険料を過年度保険料として納付が可能な期限は昭和 39 年 1 月までであるが、年金手帳をみると、37 年 8 月 1 日に、同年 4 月から同年 7 月までの保険料を、また、38 年 1 月 25 日に、37 年 8 月から 38 年 1 月までの保険料を各々現年度納付していることが確認できるほか、昭和 36 年度の印紙検認台紙をみると、申立てどおり、家族以外の文字とされる「100 支払ずみ 昭和 36 年分」の記載が確認できることから、申立人の父親の納付意識の高さ及びその納付行動からすると、昭和 37 年 8 月 1 日又は 38 年 1 月 25 日のいずれかの現年度納付の際に、申立期間の保険料を過年度納付したものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人自身が納付したとする昭和 41 年度以降の保険料はすべて納付され、厚生年金保険との切替手続も適切に行われており、加えて、特例納付の時期に申立人の姉に勧められ、市役所で未納の確認を行った際の状況について、申立人は、具体的かつ明瞭に陳述しており、その陳述内容に特段不合理な点はうかがえない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年1月及び同年2月

私は、会社を退職した後も国民年金に加入して保険料を支払っていた。

保険料の納付手続は、いつも妻が私の分とともに、保険料を銀行で納めていたので、申立期間の2か月だけ、妻のみ保険料を納付し、私の分を支払っていないのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録をみると、申立期間の未加入期間を除き、昭和55年12月から56年11月までの期間及び平成元年4月から現在までの期間については、厚生年金保険被保険者資格を喪失した際、的確に国民年金の資格を取得し、保険料をすべて納付していることが確認できる。

また、申立期間について、申立人の妻の国民年金記録をみると、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続が昭和62年4月に行われていることが社会保険事務所の配偶者記録（登録日）から確認できるほか、同期間の保険料を現年度納付していることが収納記録から確認できる。

さらに、市の窓口では、配偶者が厚生年金保険被保険者資格を取得又は喪失した場合の国民年金の取扱いとして、夫婦二人共に資格取得（変更）等が必要となることから、夫婦二人同時に手続を行うよう勧奨している。この点に関して、申立人の妻は、種別変更手続が申立人の厚生年金保険資格の喪失日に的確に対応した上で、国民年金に加入した昭和55年9月以降の保険料を完納していることを踏まえると、申立人もその妻と同時期に手続を行い申立期間の国民年金資格を得ていたものと考えるのが相当である。

加えて、申立期間についてみると、2か月と短期間であり、申立人及び妻の納付意識の高さを鑑みると、敢えて申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を同年3月9日に、資格喪失日に係る記録を同年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月27日から同年4月21日まで

A社B支社で働いていた期間について社会保険事務所に期間照会をしたところ、厚生年金保険に加入していないとの回答をもらった。入社した際の研修期間中に厚生年金保険、健康保険はありますとの説明を受けており、給料から税金と厚生年金保険料が天引きされていた。確認できる資料は残っていないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に在職していたことは、雇用保険の記録（A社B支社で平成9年3月21日に被保険者資格を取得し、同年4月20日に離職）から確認できる。

また、A社では、申立人の入退社日について、「入社日は平成9年3月9日、退社日は同年4月20日」と回答しており、C県下の指定登録機関であるD機関の記録によれば、申立人の登録申請日は平成9年3月8日となっている。なお、申立人は、「最初にA社で研修を5日間前後受け、実際に業務を開始したのは3月初めごろからであった」と陳述している。

さらに、B支社の責任者は、「社員が入社した際、E業務員の場合はすぐに社会保険に加入させる。E業務員は実際に業務を開始した日が入社日である」と陳述しており、同僚からも、E業務員は全員社会保険に加入していたとの陳述を得た。

加えて、A社B支社において申立期間に近い時期に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、全員、「試用期間は無かった」と陳述しているほか、申立人同様、短期間（1か月から2か月）であっても厚生年金保険に加入している者が確認できる。

以上の事情から、申立人は、A社B支社に入社した後、平成9年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたが（保険料は当月控除）、在職期間が短期であったこと又はそのほか何らかの理由により、同社では、申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失手続を失念していたと考えるのが相当である。

また、平成9年3月の標準報酬月額については、A社B支社で申立期間に近い時期に被保険者資格を取得している同僚の資格取得時の標準報酬月額から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社B支社における申立人に係る記録が全く確認できず、また、社会保険事務所が資格取得届及び資格喪失届のいずれの機会においても処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、資格の取得及び喪失の届出を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る、平成9年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年12月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月16日から47年1月4日まで

昭和44年3月28日にB社に入社し、途中で転籍があったものの、現在まで一貫してグループ会社に在籍している。しかし、46年12月16日から47年1月4日までのA社での厚生年金保険加入記録が無いことに納得がいかない。会社からの在籍証明もあるので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてにA社に継続して勤務していたことは、雇用保険の記録及び同社提出の証明書により確認できる。また、申立人から提出のあった辞令書により、A社へは昭和46年12月15日付けで出向したことが確認できる。

さらに、申立期間の厚生年金保険料については、同一企業グループ内の事業所間異動であることから、引き続き給与から控除されていたものと考えるのが相当である。

そして、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年1月の社会保険事務所の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、資格取得届において事業主が資格取得日を昭和46年12月15日と記載した後に抹消していることが確認できることから、社会保険事務所は申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月31日から同年9月1日まで

昭和41年3月22日にA社に入社し、平成12年1月31日に退職するまで同社に在籍していた。途中、昭和46年9月から49年1月までB社に出向していた期間も、同社から給与及び賞与の支給を受けており保険料も控除されていた。加入月数の1か月の欠落期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたこと及び昭和46年8月31日まで同社本店に勤務していたことは、同社の職歴証明書、職員カード及び申立人の雇用保険加入記録により確認できる。

また、関連企業への在籍出向であり、引き続き給与はA社から支払われていたことから、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと考えるのが相当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年7月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和46年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支社における資格取得日に係る記録を昭和39年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月30日から同年12月4日まで

昭和34年にA社に入社してから平成12年8月まで同社及びその系列企業に継続して勤務していた。しかし、同社B支社からC支社へ転勤した際の厚生年金保険の加入記録が、昭和39年11月30日に資格を喪失、同年12月4日に資格の再取得とされている。継続して勤務しているにもかかわらず未加入期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に継続して勤務していたことは、同社の人事記録及び雇用保険の記録から確認できるほか、申立人が保管していた辞令により昭和39年11月21日付けで同社B支社から同社C支社に異動となったことが確認できる。

また、申立期間の厚生年金保険料については、同一企業内の事業所間異動であることから、給与から控除があったと考えるのが相当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年12月の社会保険事務所の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から44年9月まで

昭和43年1月30日にA市役所で婚姻届を提出し、翌月の同年2月初めごろ、その控えを持って役所に行って、国民年金に加入手続をし、以後、郵便局で国民年金保険料を毎月支払った。

また、昭和44年9月ごろ、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付処理ができていないか確認するため、役所に行ったところ、係の人から気になることがあると言われ、書面に住所及び氏名を記載し捺印の上、持参した国民年金手帳及び同手帳に貼付してある領収書を預けたところ、43年2月から開始の手続をしておくと言われた。

その後、国民年金手帳が送付され手続完了と思っていたのに、昭和43年2月から44年9月までの期間の納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年2月ごろ、国民年金に加入手続をして以後、国民年金保険料を納付していたとしている。

そこで、申立人の特殊台帳を見ると、国民年金被保険者資格の取得は昭和44年10月28日となっており、申立期間に係る国民年金は未加入期間であることが確認できる。

また、申立人は国民年金に加入手続後、国民年金保険料を郵便局で毎月納付したとしているところ、当時の保険料収納方法は、国民年金手帳への印紙検認方式であり、郵便局で保険料を納付することはできない。

このほか、別の国民年金手帳による納付の可能性について確認するため、氏名検索を行ったほか、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、別の国民年金手帳記号番号の

存在をうかがわせる形跡は無く、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成2年3月まで

私は、学校を卒業し、就職した昭和61年4月ごろ、両親に強く勧められ、当時居住していたA市の市役所で国民年金の加入手続をした。

加入手続をすると、手帳をもらった記憶があるが、手帳は母に管理をしてもらっていたので、形状や色などはよく覚えていない。

保険料は、毎月、私か母が市役所の窓口で納付していた。保険料の額は、はっきり覚えていないが、1万3,000円ぐらいの時期があったと思う。また、保険料は、納付書で納めていたと思うが、納付書の形状や色もよく覚えていない。

当時は仕事が忙しく、国民年金の関係以外で市役所に行くことはなかったが、加入手続や保険料を納付した窓口は、市役所の入口から続く通路をまっすぐ進んだつきあたりを左に曲がったところにあったと記憶している。

国民年金加入後、婚姻した平成2年3月まで、欠かすこと無く保険料を納付してきたのに、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月ごろにA市で国民年金の加入手続を行い、同年4月から婚姻して第3号被保険者資格を取得した月の前月である平成2年3月まで自身又は母親が継続して保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、申立人の前後の同手帳記号番号を払い出された被保険者の加入記録から、平成3年4月以降であることが推定でき、申立内容と符合しない。

また、申立人の手帳記号番号の払出時点において、昭和61年4月から平成元年2月までの期間の保険料は制度上納付することができず、同年3月以降の期間の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人の年金記録をみると、3年5月7日に社会保険事務所から納付書が発行されていることが確認できると

ころ、申立人は婚姻に伴い2年4月26日付けで第1号被保険者資格を喪失し、第3号被保険者となっていることから、当該納付書は、納付書発行時点において納付が可能であった未納期間の平成元年度分に係る過年度納付書(納付金額約10万円)であったと考えられるが、申立人は過去の保険料をさかのぼってまとめて納付したという話を母親から聞いた記憶や自身で納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について調査したものの、申立人の記録は見当たらなかった。

加えて、申立人の申立期間当時の納付状況についての記憶はあいまいであり、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、また、それをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から50年3月まで

私は、昭和46年もしくは47年ごろ、A市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その際に窓口の職員から45年までであればさかのぼって納付できると聞いたが、一度に支払うには金額が大きかったので、夫婦二人分を2回に分けてもらい、計4枚の納付書を受け取り、後日、2回に分けて、同年3月までさかのぼって支払い、その後の保険料も毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされており、夫の納付済期間とも相違しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び保険料収納記録をみると、申立人及びその夫の手帳記号番号は、昭和50年10月11日の同日付けで払い出され、その夫は手帳記号番号払出後の同年12月22日に第二回特例納付制度を利用して47年1月から同年12月までの保険料を特例納付し、48年1月から50年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。

一方、申立人の特殊台帳をみると、申立期間に当たる昭和48年1月の欄、昭和48年度の欄及び49年度の欄の各欄に、50年度又は51年度に納付催告したことを示す押印があり、加えて47年度の欄には、第二回特例納付制度の利用による納付を勧奨したことを示す「附則18条納付勧奨」の押印があるほか、その摘要欄には、昭和53年7月から実施された第三回特例納付制度の利用による納付を勧奨したことを示す「附則4条勧奨」の押印も認められる。

これらのことから、申立人については、手帳記号番号払出時点において納付が可能であった過去の保険料について、過年度納付や第二回特例納付制度の利用による納付を勧奨したものの、納付が無かったため、その後、昭和53年7月から実施された第三回特例納付制度の利用による納付を勧奨した記録と考えられるところ、上記のとおり、その夫は第二回特例納付制度により50年12月に納付していることから、その夫と一緒に夫婦二人分を特例納付したとする申立内容とは符合しない。

また、申立人が現在所持している三制度共通の年金手帳は、昭和 49 年 10 月以降に使用開始されたものであるところ、申立人は、それ以前に手帳の交付を受けた記憶は無いと陳述しており、申立人が国民年金に加入したとする時点において使用されていた手帳の形状、様式とは一致しない。

さらに、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出された可能性について、申立人の当時の住所地を管轄していた社会保険事務所において、昭和 42 年 9 月から 51 年 12 月までの期間の払出簿の内容(約 5 万件)をすべて視認したほか、各種氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。仮に申立人主張のとおり、申立期間の保険料について、その夫の未納となっている昭和 45 年 3 月以降分も含めて一緒に夫婦二人分を特例納付及び過年度納付した場合、その納付額は約 10 万円となるどころ、申立人は、特例納付した金額は一人分又は二人分で約 1 万円であったと陳述しているなど、納付時期や納付金額についての記憶は曖昧であり、当時の事情を明らかとすることはできなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から50年4月まで

私は、昭和45年10月ごろから自営業を営んでいた。A会に入会し、夫婦二人分の国民年金保険料を控除して確定申告していた記憶がある。納付金額は覚えていないが、妻が市役所の中の銀行に夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付しに行っていたと思う。

妻は昭和45年10月から納付記録があるのに、私の納付記録が50年5月からとされているのは納得がいかない。確かに納付していたので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を一緒に納付していたはずであると申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿等をみると、申立人の妻の手帳記号番号は、妻が会社を辞めた直後の昭和44年9月25日に払い出され、45年10月から現年度納付しているのに対し、申立人の手帳記号番号は50年8月11日に払い出されていることが確認できる。

また、特殊台帳をみると、申立人は手帳記号番号払出後の昭和50年7月から51年3月までの保険料を現年度納付し、その後、同年2月16日に厚生年金保険に加入したことから、重複納付となった同年2月及び同年3月分の国民年金保険料については、未納となっていた50年5月及び同年6月分の保険料に充当処理されていることが確認できるとともに、申立人及びその妻は、過去の保険料をまとめて一括納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立期間の保険料を現年度納付するには別の手帳記号番号が必要となるところ、申立期間を含む昭和42年9月から51年12月までの間の国民年金手帳記号番号払出簿の内容(約4万5,000件)をすべて視認したほか、各種

氏名検索も行ったが申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当た
らなかった。

これらのことから、申立人の納付は、手帳記号番号払出後の昭和 50 年 5 月
分以降の現年度納付から始まったと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料納付を示す関連資料は無く、納付をう
かがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保
険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は昭和36年ごろ、A市役所の職員に勧められて国民年金の加入手続をした。加入当時に保険料として100円を納付し複写式で薄い紙の領収書をもった記憶があり、しばらくは自分で納付していたが、その後は私の実母が納付してくれていた。実母や実弟は納付されているのに、私の申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和36年ごろに国民年金の加入手続をし、しばらくは自分で国民年金保険料を納付し、その後は実母が納付してくれていたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は35年12月15日に払い出されていることが確認できる。

しかしながら、A市の国民年金被保険者名簿をみると、同名簿においても申立期間の保険料が未納となっている記録が確認できる上、特例的に未納保険料をさかのぼって納付することができた第一回特例納付期間中の昭和47年5月8日に、申立期間の保険料が未納となっていたことを申立人に対して通知した旨の記録がみられる。

また、申立人は保険料納付に直接関与していなかった期間が長く、申立期間の大半の保険料納付を担っていたとする実母は死亡しているため、納付をめぐる事情等について具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から51年5月までの間の39月から40月

20歳の時に母親がA市で国民年金加入手続を行ってくれた。結婚当時の昭和44年5月に、B市役所で住所変更の手続をし、毎月、給料日の翌日に郵便局か銀行で納付書により保険料を納付していた。その後、C市を経てD市に転居したが、国民年金保険料を同年4月から51年5月までの間に少なくとも39月から40月は納付しているはずである。この期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月に結婚した後、同年5月ごろB市役所で国民年金の住所変更手続を行い、その後送付された納付書により毎月保険料を納付していたと申し立てているが、B市が納付書による収納を始めたのは48年4月である上、毎月納付となったのは61年4月以降であることから、申立内容と符合しない。

また、申立人の特殊台帳をみると、C市に在住中の昭和49年11月に申立人が不在被保険者として住所が不明となっていたことを示す記録が確認できる。これは、申立人がC市に転入した際に国民年金の住所変更手続を行っていなかったためと考えられ、同市役所では保険料を納付できなかったことが推定できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和51年6月にD市で申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、41年4月にA市で払い出されていた手帳記号番号によっては、申立人はD市に転居した後の50年1月以降の保険料を同市役所で納付していなかったことが推定

できる。加えて、51年6月にD市で払い出された手帳記号番号によると、申立人の被保険者種別が任意加入被保険者であることから、この手帳記号番号によっては制度上、申立期間にさかのぼって保険料を納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月及び37年9月から39年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月
② 昭和37年9月から39年4月まで

私の国民年金の加入手続は、制度が発足した昭和36年4月に母親が行ってくれたと思うが、どういう手続をしたか詳しいことは分からない。

その後、昭和39年4月に結婚するまで、厚生年金保険の加入期間以外の国民年金保険料については自宅に集金人が来た際に、母親が年金手帳に100円の印紙を貼り付けて納付したと思う。その時の年金手帳は結婚するときに持っていわずに無くしてしまったと思う。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を集金人に納付してくれたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号が53年8月に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては申立期間の保険料は特例納付によってしか納付できない。また、申立人にほかの手帳記号番号が払い出されている事情等は見当たらないことから申立内容と符合しない。

さらに、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人に代わって保険料納付を担っていたとする母親は他界し、納付をめぐる事情等について具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は20歳以後国民年金に加入していなかったが、昭和50年ごろにA市役所に相談に行ったとき、市役所の職員から今からでも国民年金に加入できるということを聞いたので、夫、義母及び義姉夫婦と共に市役所で国民年金の加入手続をした。

この時に市役所の職員から保険料は2年分だけさかのぼって支払うことができると言われたので、私が夫婦二人分の保険料をその場でまとめて納付した。

しかし納付記録をみると夫の分だけが2年分さかのぼって納付されており、私の分の保険料は未納とされている。保険料については私がいつも夫婦二人分を一緒に納付していたはずなのに納付済みとされておらず納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろに夫、義母及び義姉夫婦と共にA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は51年5月に夫、義母及び義姉夫婦と連番で払い出され、また、国民年金手帳が50年12月26日に発行されていることが確認できる。

ところで、申立人は加入手続の時点において29歳である一方、夫は37歳であったことから、夫については60歳までに年金受給資格である保険料納付期間25年以上を満了するためには保険料をさかのぼって納付することが必要であった。そこで、夫の社会保険庁の納付記録をみると、さらにさかのぼって納付することが可能であったにもかかわらず昭和48年4月からの2年分について

保険料を過年度納付していることが確認でき、これにより 60 歳まで保険料を完納すれば年金受給資格を確保することが可能となった。

また、夫婦と一緒に加入手続した義姉夫婦の納付記録をみると、加入手続時に 38 歳であった義姉については年金受給資格を満たすため、昭和 48 年 1 月までさかのぼって過年度分の保険料を納付するとともに、当時実施されていた第二回特例納付を利用して 4 年分の保険料をさかのぼって納付し、これにより 60 歳まで保険料を完納すれば年金受給資格を確保することが可能となった。

一方、義姉の夫は加入手続の時点において 33 歳であったこともあり、さかのぼって保険料を納付する必要性が無かったものと考えられる。

以上のことから、加入手続の際に夫婦及び義姉夫婦共に市役所の職員から年金受給資格を満たすための遡^{そく}及納付に係る手続等について説明を受けていたと考えられる中、申立人及び義姉の夫についてはその必要が無かったことから、さかのぼって保険料を納付しなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年9月までの期間及び61年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から57年9月まで
② 昭和61年4月から同年8月まで

昭和55年ごろだと思うが、私が夫婦二人の国民年金加入手続を同時に行った。

国民年金保険料の納付については、その金額や、どこでどのようにというのは忘れたが、夫婦二人分を私が一緒に納付してきた(申立期間①及び②)。

満期になるまで保険料は必ず納めてきたはずなのに、未納期間があるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろに夫婦二人同時の国民年金加入手続を自身が行ったと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を照合すると、申立人の妻の手帳記号番号は同年7月に払い出されていることが確認できるものの、申立人の手帳記号番号の払出しは見当たらない。

また、申立人は昭和55年ごろに国民年金の加入手続を行い、満期になるまで国民年金保険料を納付したと申し立てしているものの、申立人は同年4月当時既に46歳になっており、この時点において、これ以降に納付が可能な60歳までの保険料をすべて納めた上、同年4月までの保険料納付記録を通算したとしても、国民年金の受給権は得られないことが明らかであることから、申立期間①及び②の国民年金保険料を支払っていたとする申立人の申立ては不自然である。

さらに、申立人が申立てを行った平成20年8月時点の申立期間が、その後に変遷するなど申立人の申立期間①及び②に関する記憶はあいまいである。

加えて、申立人の氏名の別読みによる検索及び申立期間①及び②に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人の納付記録は確認できなかった。

このほかに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの期間及び57年7月から58年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで
② 昭和57年7月から58年9月まで

私は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関わっていないので、詳しいことは分からないが、昭和45、46年ごろは当時の妻が保険料を納付していたはずである（申立期間①）。

昭和57、58年ごろは、当時の妻又は私が経営している会社の元従業員が保険料を納付していたはずだ（申立期間②）。

上記の二つの期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間①の保険料を納付していたとされる当時の妻は申立期間①の保険料を自身が納付した記憶が無いと陳述しており、申立期間①の保険料の納付状況は不明である。

申立期間②については、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立期間②の保険料を納付していたとされる当時の妻は申立期間②のころは夫とは別居状態であったため申立期間②の保険料を納付していないと陳述している。

また、同じく申立期間②の保険料を納付していたとされる元従業員は「他社で勤務していた昭和58年2月以前については、申立人の保険料納付に関与していない。それ以降については、納付を行うことはあったが、いつの分の保険料を納付したのかは記憶していない。」と陳述している。

さらに、申立期間②の直後である昭和58年10月から59年9月までの保険料は、60年11月25日に過年度納付されたことが町の被保険者名簿により確

認できることから、申立期間②の保険料はこの同年 11 月 25 日時点において、時効により納付することができない。

このことから、申立人は、昭和 60 年 11 月 25 日にそれまで未納となっていた期間の保険料をさかのぼって納付したものの、申立期間②の保険料については、時効により遡^{そきゆう}及して保険料を納付できなかったとみるのが妥当である。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年3月から42年3月まで
申立期間については、自分で国民年金保険料を納付したか覚えていないが、前の夫が保険料を納付していたのかもしれないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の氏名は「A」であるところ、申立人に最初に払い出された国民年金手帳記号番号の被保険者名は申立期間後の氏名である「B」で、これの払出日は昭和44年1月8日であることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号では申立期間の一部の国民年金保険料は、制度上納付することができない。

そこで、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた可能性について確認するため、C社会保険事務局D事務所及びE社会保険事務所において申立期間に係る手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行い、また、氏名の別読みによる検索を行ったが、申立期間の氏名である「A」や「B」で払い出された別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立期間の住所地であるE市において、同市が保管している生年月日順に編纂している被保険者管理記録を調査したが、同記録には「A」の氏名は無かった。

さらに、申立人は申立人の夫が申立期間の保険料を納付したとしているが、社会保険庁の記録をみると、申立人の夫は申立期間の一部について国民年金に加入すべきところ、国民年金に加入した記録が確認できない。

加えて、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、保険料納付状況の詳細は不明である。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から40年3月までの期間及び47年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から40年3月まで
② 昭和47年10月から53年3月まで

私は、昭和38年2月ごろ妊娠に気づき、将来のためと思って自宅か市役所のいずれかで国民年金の加入手続を行った。

加入後は、お手伝いさんか私が自宅に来る女性の集金人に毎月、上乘せの保険料を合わせて月470円と思うが支払い、領収書をもっていた（申立期間①）。

昭和47年10月から53年3月までの期間は、私は子育てで忙しく、当時の夫に国民年金保険料の納付を任せていた（申立期間②）。

いずれの期間においても、保険料は当時の夫の給料の中から納めていたもので、申立期間①及び②が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は毎月、女性の集金人に国民年金保険料を納付していたとしている。

ところで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、その当時の夫の手帳記号番号が申立人と連番で昭和40年1月19日に払い出されていることがその夫の特殊台帳により確認できることから、同日に払い出されたものと推定される。

しかし、上記の手帳記号番号の払出時点では、申立期間①のうち、昭和39年3月以前の保険料は、過年度保険料となるため、現年度保険料を収納する集金人に納付することができない。

また、申立人が集金人に支払ったとする申立期間①の保険料額は、当時の保

険料額とはかい離している上、申立期間①当時は保険料を上乗せして納付する制度もなかった。

さらに、申立人は保険料の領収の証として領収書をもらったとしているが、申立人が申立期間①当時に住んでいた市の保険料収納方式は、印紙検認方式であり、申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について、氏名の別読みによる検索や、手帳記号番号払出簿の確認調査を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

申立期間②については、申立人はその当時の夫が申立期間②の保険料を納付したとしているが、その夫については、申立期間②の一部において国民年金に加入すべきところ、国民年金に加入した記録が確認できない。

また、申立人自身は申立期間②の保険料の納付に直接関与していないため、保険料納付状況の詳細は不明である。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年4月までの期間、同年5月から同年9月までの期間及び同年10月から41年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から38年4月まで
② 昭和38年5月から同年9月まで
③ 昭和38年10月から41年8月まで

私は、昭和38年5月にA市B区に転居し、同区役所窓口において、C市に住んでいた37年10月から38年4月までの期間の国民年金保険料をまとめて納付した（申立期間①）。

また、昭和38年10月にA市D区に転居し、同区役所窓口において、B区に住んでいた同年5月から同年9月までの保険料をまとめて納付した（申立期間②）。

さらに、昭和38年10月から41年8月までD区に住んでおり、この時は2か月に一度自宅に来ていた集金人に保険料を納付していた（申立期間③）。

申立期間については、私が保険料を納付しているはずなので納付済みとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年10月から38年4月までの期間（申立期間①）の国民年金保険料は同年5月ごろにA市B区役所で、同年5月から同年9月までの期間（申立期間②）の保険料は同年10月ごろにD区役所で、それぞれまとめて納付し、同年10月から41年8月までの期間（申立期間③）の保険料はD区の集金人に2か月に一度納付していたと申し立てている。

ところで、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号は、昭和43年3月ごろにE県内の社会保険事務所で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間①、②及び③の一部期間に係る保険料は、

制度上、この手帳記号番号を使用して納付することができない。

また、申立人は、上記の手帳記号番号が払い出された昭和 43 年 3 月以後において、保険料をさかのぼって納付をした記憶は無いとしている。

そこで、申立人が現在所持する手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について調査したところ、申立人が現在所持する手帳記号番号とは別に、申立人と同姓同名で生年月日が同じである者に対して、手帳記号番号が早くても昭和 39 年 6 月ごろに A 市内の社会保険事務所で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できた。

しかし、この手帳記号番号については、住所情報などが無く、社会保険事務所では申立人に払い出されたものとは断定できないとしているほか、保険料の納付記録は無く、仮にこの手帳記号番号を使用したとしても申立期間の一部の期間①、②については現年度納付することができず、区役所で保険料を納付したとする申立人の陳述とは符合しない上、ほかの一部期間については過年度納付が可能であるが、集金人は過年度保険料の納付を取り扱っていないことから申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人に対して上記外の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から50年3月まで

私は、昭和39年8月に会社を退職したが、当時同居していた母が私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付手続をしてくれていたと思う。

私は、昭和42年5月にA市に転居し、45年1月に最初の結婚をしたが、そのころもずっと実家の母が、週に2、3度は私の家に来て家事等の世話をしてくれていた。母はきっちりした人なので、A市でも私の保険料も納付してくれていたと思う。

その後、昭和50年4月に現在の妻と結婚しB市に転居したが、そのころ、妻が母から、結婚後は保険料を引き続き妻が納付するよう強く勧められ、その後は私の保険料を妻が納付していた。

申立期間については、母が私の保険料を納付しているはずなので納付済みとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人がA市に居住していた昭和42年7月から50年10月までの間、申立人の母が国民年金保険料を申立人に代わってA市で納付してくれていたと思うと申し立てている。

しかし、申立人が所持する国民年金手帳をみると、A市への住所変更の記載は無く、検認記録欄には申立期間の保険料納付を示す検認印は押されておらず、申立期間に係る領収書等も同手帳に貼付されていないことが確認できる。

また、A市では、申立人に係る国民年金被保険者名簿索引簿は見当たらず、国民年金に係る同市への転入手続は行われていないと考えられ、同転入手続が行われていない申立人については同市で保険料を納付することができないとしている。

さらに、申立人が所持していたC市発行の「昭和42年度国民年金保険料集金カード」をみても、昭和42年4月から同年6月までは代表者印欄に押印が確認できる一方、同年7月から43年3月までの期間の保険料納付を示す事蹟^{じせき}等は確認できなかった。

このほか、申立期間の保険料を納付していたとされる申立人の母は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る保険料納付の状況は不明である上、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年8月までの期間及び41年1月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年8月まで
② 昭和41年1月から47年3月まで

国民年金の加入手続は、昭和38年又は39年ごろに元夫が自身の分と一緒にA市役所で行ってくれたが、国民年金手帳の交付は受けていない。

保険料の納付は私が担っており、申立期間①については郵便局で、また、申立期間②については集金人に、いずれも夫婦二人分の保険料として月額300円程度を納付していた記憶がある。

親から大切なことだから、年金を納めるよう言われていた。納付した記憶があるので、納付済みとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①についてみると、申立人の手帳記号番号は、昭和40年8月28日及び47年11月1日に、それぞれ夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この場合、いずれの手帳記号番号においても、36年4月から38年6月までの期間の保険料は、制度上納付することができない。

また、昭和38年7月から40年8月までの期間の保険料は、過年度納付及び現年度納付によりさかのぼって納付することとなるが、申立人はさかのぼって納付したことは無いと陳述している。

さらに、申立人は最初の国民年金への加入手続に関与しておらず、最初の年金手帳を見たことは無いとしているなど最初の加入手続の状況は不明である。

加えて、申立人が居住していたA市における当時の保険料の収納方法は、集金人及び市役所の窓口における印紙検認方式であり、郵便局の窓口で保険料を納付していたとする申立人の陳述とは符合しない上、その納付に際しては年金

手帳や納付書によることは無く保険料だけを納付し、領収書も受け取っていないと主張する申立人の陳述の不自然さも否めない。

次に、申立期間②について、最初に払い出された手帳記号番号の資格記録を見ると、昭和40年9月13日に資格を取得し、41年1月1日に資格を喪失していることが確認でき、この場合、この手帳記号番号により当該期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人の二番目の手帳記号番号は、昭和47年11月1日にB市で払い出されていることが確認でき、この場合、41年4月から45年9月までの期間の保険料は制度上納付することはできず、同年10月から47年3月までは過年度納付することとなるが、申立人はさかのぼって納付したことは無いと陳述している。

さらに、申立人と連番で手帳記号番号が払い出され、申立期間当時、一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の元夫も未納である。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含め氏名検索を行うも、その存在を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から44年8月まで

昭和36年に国民年金に加入し、母と同居するようになった後の昭和37年4月から別居する44年8月までの期間は、私が母と二人分の保険料を集金人へ支払っていた。

一緒に母と二人分の国民年金保険料を支払っていた母の納付記録は納付済みとなっているのに、私の記録が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月以降、母と別居する44年8月までの期間については、申立人の母の保険料と共に自身の保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入状況についてみると、申立人の手帳記号番号は、申立人の母とは別の昭和36年2月9日にA市において払い出されているものの、その後不在消除の取扱いがなされていることが確認できる。

また、申立人は、昭和36年4月にA市からB市に転居しているものの、国民年金の住所変更手続を行ったか否かの記憶は曖昧であり、B市を管轄するC社会保険事務所に申立人の被保険者台帳が移管された記録も見当たらないことから、B市においては、申立人は被保険者として管理されていなかったと考えられ、この場合、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、ほかの手帳記号番号が払い出されていないかを調査するため、氏名の別読検索及び母の手帳記号番号が払い出された前後の期間の手帳記号番号払出簿の縦覧点検を実施したが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたとも認めすることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年2月から52年12月まで

昭和46年2月ごろ、国民年金に夫婦二人一緒に加入し、以後、夫婦二人分の保険料を支払ったことを覚えている。

初めは私が市役所の窓口で納付書により保険料を納付していたが、途中で銀行の口座振替で納付した。

夫婦二人分を同時に支払っていたのに納付期間が異なっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年2月ごろ夫婦二人共に国民年金に加入し、当初は納付書により市役所で、その後、銀行の口座振替により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで申立人とその妻の国民年金への加入状況を見ると、その妻の手帳記号番号の払出日は昭和52年5月31日であるものの、申立人の手帳記号番号の払出日は53年8月31日であることが確認でき、申立期間のうち、46年2月から51年6月までの期間の保険料は、特例納付によってしか納付できず、同年7月から52年12月までの期間の保険料については過年度保険料となるため、市役所及び口座振替により保険料を納付することはできない。

また、申立人の納付記録を見ると、昭和55年6月に、年金受給権を確保するため、60歳到達時に保険料納付済期間が300月となるように計算し、36年4月から41年1月までの期間の保険料を特例納付していることが確認できるものの、その妻については、特例納付の必要が無かったことから、当該期間は未納となっており、申立人とその妻の納付期間が異なることになったものと思料される。

さらに、申立人は、申立人が所持する銀行の預金通帳に国民年金保険料が振

替されていたことが記録されていると陳述しているものの、振替されている金額は当時の保険料と符合しない。

加えて、申立人はこれまでに保有していた年金手帳について、現在所持する昭和53年8月31日に払い出された手帳記号番号による年金手帳のみであるとしている。

その上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、氏名の別読み検索等を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から47年12月まで

私は、昭和43年9月に加入手続をしてからずっと国民年金保険料を支払っていた。当時の国民年金手帳に同年9月から同年11月までの保険料の領収証を貼付していたが、元夫がA社会保険事務所で裁定請求する際、元夫の手帳と間違っ^{ちようふ}て私のこの手帳を渡してしまったため紛失した。この手帳に貼付^{ちようふ}していた領収証については、B市役所の職員に見せたことがある。

申立期間は納付済みなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録をみると、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和43年9月に国民年金被保険者資格を取得しているが、保険料納付が開始されたのは48年1月分からとなっている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期をみると、昭和48年1月27日であることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持している国民年金手帳の発行日をみると同年1月4日に発行されていることが確認できた。

したがって、手帳発行時点において、申立期間のうち昭和43年9月から44年12月までの期間の保険料は制度上支払うことができず、45年1月から47年3月までの期間の保険料は過年度納付、また同年4月から同年12月までの期間の保険料は現年度納付が可能であったことが分かる。しかし、申立人は過去の未納保険料をまとめて納付した記憶は無いと陳述しており、また申立人が所持している国民年金手帳の昭和47年度印紙検認記録欄をみると、昭和47年4月から同年12月までの期間に検認の押印が無いことから、申立内容と符合しない。

また、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらず、各種の氏名検索を行っても別の手帳記号番号が払い出された形跡は認められなかった。

なお、申立人の元夫は、申立人の国民年金手帳を預かった記憶は無く、また、自身の年金裁定請求の際に申立人の手帳と誤って呈示したことも無いと陳述しており、申立内容と符合しない。

このほか申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から50年10月まで

昭和43年11月に、私の両親が国民年金に任意加入し、同年11月から51年10月まで継続して国民年金保険料を納付していた。私の母が自分の分と一緒に納付してくれていたはずなのに、私だけ申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年11月にA市で両親が国民年金の加入手続を行い、同年11月から51年10月までの国民年金保険料については、両親が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和44年6月と50年11月にそれぞれ別番号で払い出されていることが確認できる。

まず、昭和44年6月に払い出された手帳記号番号での納付記録をみると、43年11月から平成20年10月までの期間すべてが未納となっていることが分かる。

また、同手帳記号番号により、申立人の両親がA市で保険料納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、昭和45年12月にB市に住所変更していることから、少なくとも、申立期間のうち同年12月から50年10月までの保険料をA市に納付することはできない。

次に、昭和50年11月に払い出された手帳記号番号での加入記録をみると、申立人が同年11月6日に任意加入していることが確認でき、加入時点において、申立期間の保険料は未加入期間であることから制度上納付できないことが分かる。

また、同手帳記号番号により、申立人が申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和57年7月から同年9月まで及び58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年7月から同年9月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時の納付方法についての記憶はあいまいですが、納付書で納付していたとすれば、1冊の納付書で順次納付していたはずなので、途中期間が未納となることは考えられません。

一方、口座振替にしていたとしても、残高不足になることはなかったはずであり、督促や振替不能の通知を受けたこともありません。

また、喪失手続は行っていないので、昭和58年4月からも、納付書がくれば納付したはずです。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚を契機に国民年金に加入した昭和49年9月から58年3月までの期間については、付加保険料を含めて継続して納付していたと申し立てている。

そこで、A市の国民年金被保険者名簿をみると、申立人は昭和49年9月27日に任意加入手続を行っていることが確認でき、同年9月分から付加保険料も含めて現年度納付していることがわかる。

また、昭和56年7月から口座振替による保険料納付を開始していることが確認できる。

さらに、特殊台帳をみると、社会保険事務所が昭和58年度中に申立人に対し57年度の未納保険料を納付するよう催告している記録があることから、少なくとも、申立期間当時は未納であったと考えることが自然である。

以上のことから、申立人は、申立期間の保険料について何らかの事情により

残高不足が生じ、振替がなされなかったと考えることが相当である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年3月まで

私が27又は28歳のころ(昭和49年又は50年)に、母から、「今まで納めていない国民年金の保険料を一括して納めたら、後で年金がもらえるからと宣伝しているので、支払いなさい。」という趣旨のことを強く言われましたが、私はまだ若くて、年金のことなど真剣に考えていなかったもので、私は支払いませんでした。

その後、母から、私が申立てしている期間の保険料を「まとめて支払っておいた。」と聞かされ、とても有難く思いましたことを思い出しましたので、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年又は50年ごろに、母親がその当時未納になっていた44年4月から50年3月までの国民年金保険料(72か月分)を一括納付したと申し立てている。

そこで申立人の年金記録をみると、昭和41年6月に国民年金手帳記号番号が払い出され、42年8月に被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、申立期間の保険料を一括納付したとする申立人の母親の年金記録をみると、昭和39年10月に国民年金手帳記号番号が払い出され、同年2月から54年2月までの国民年金保険料をほぼ完納していることが確認でき、納付意識の高さが認められる。

しかし、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、また、母親も既に亡くなっていることから納付当時の状況を把握することが困難であり、一括納付を行った時期、金額及び方法について明らかにすることはできなかった。

また、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたとは認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成3年3月まで

私が20歳になったときに、母がA市役所で私の国民年金の加入手続きをしたと言っている。学生だったので、私が就職する平成4年4月まで、母が私の年金保険料を継続的に金融機関で納付してくれていた。保険料は1か月あたり1万円ぐらいだったと聞いている。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年10月に母がA市で国民年金の加入手続きを行い、以後、厚生年金保険被保険者資格を取得した平成4年4月の前月まで、母が継続的に年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、平成3年4月15日であることがA市の同手帳記号番号払出簿から確認でき、払出時点において、申立期間のうち昭和63年10月から平成3年3月までの期間の保険料は任意未加入期間であることから制度上納付することができない。

さらに、申立人の加入手続き及び年金保険料の納付を行っていた申立人の母は、当時は学生も国民年金に加入するのが当たり前だったと陳述しており、学生が強制加入被保険者となった平成3年4月以降に手続きをしたと考えることが自然である。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から平成 3 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から平成 3 年 4 月まで

私は、昭和 60 年 6 月ごろ、国民年金加入手続をした。昭和 58 年に高額の納税をしたこともあり、上記申立期間は年金保険料を支払えない経済状態ではなかった。私の元妻は、私の国民年金保険料を納付していたはずである。仮に元妻が納付していなかったとしても、納付書が私の手元に届いていれば、私が保険料を納付していたはずである。上記期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 6 月ごろに A 市で国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年 7 月の翌月から厚生年金保険被保険者資格を再取得した平成 3 年 5 月の前月まで、自身または申立人の元妻が継続して保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、平成 10 年 7 月 27 日であることが市の被保険者名簿から確認でき、申立内容と符合しない。

また、加入時点において、申立期間の保険料は制度上納付できない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から42年3月まで

私は、A市に住んでいた昭和36年5月ごろ、自治会か市の職員かは定かでないが、同人から国民年金制度があると勧められ、老後のことを考えて国民年金に加入した。加入の手續と国民年金保険料の納付は妻がした。

昭和39年1月にB市に転居してからも、妻が夫婦二人分の保険料を納めていたと思う。

申立期間について、保険料の納付時期や金額は覚えていないが、妻が毎月又は2、3か月毎に自宅で集金人に現金で保険料を納付してくれていたと聞いている。

国の制度だから安心だと思って国民年金に加入し、保険料を毎月納付していたのに申立期間が未納とされているのは納得できない。必ず納めていたので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたとしているところ、申立期間は60か月と長期である上、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無い。

また、申立期間のうち、B市に転居した昭和39年1月から42年3月までの期間については、申立人の被保険者名簿がB市を管轄するC社会保険事務所に移管されたのは43年3月であることが特殊台帳の事蹟じせきにより確認できることから、このころに申立人のA市からB市への国民年金の住所変更手續が行われたものと推定できる。

さらに、B市では、転入者からの国民年金の住所変更手續がなければ被保険者情報が無く、制度上、国民年金の住所変更手續が行われるまでの間は、集金

人が申立人宅に赴くことができない。

加えて、申立人は、申立期間のうち昭和39年1月から42年3月までの夫婦二人の保険料は申立人の妻と一緒に納付していたとしているところ、その妻の国民年金手帳記号番号は、B市への転居の4年後の43年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号払出時期においては、当該期間の保険料を現年度納付することはできず、申立人の陳述と符合しない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和36年4月ごろ、私がA市役所で国民年金の加入手続をした。当時収入が少なく加入手続を行ったものの、その後5年間は国民年金保険料を支払えず、そのことが頭の中にずっとあった。

一方、加入から7年後に会社勤めをすることになったが、当時、国民年金制度について詳しく認識しておらず、厚生年金保険に加入しながら国民年金の保険料も納付していた。

その会社勤めをしていた昭和45年8月に、特例納付制度が始まったのを知り、これは良い制度だと思った私は、同年12月にA市役所の担当窓口に出向いた。そこで、特例納付制度による保険料の納付が厚生年金保険の保険料と二重払いになるか否かを念のため尋ねた。すると、窓口の女性がその場で社会保険事務所に連絡し、私の保険料の納付記録を確認した上で、「特例納付は過去の未納分の保険料を納付するものなので重複することはありません。」と言われた。それで私は安心し、窓口で未納分の納付書を受け取り、市役所の中にあった金融機関の小さな出張所みたいなところで未納分の保険料2万7,000円を一括で特例納付した。

過去の未納分がずっと気になっていたもので、これで全部納めたと思っていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。明らかに、事務的過誤だと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年12月にA市役所で、未納とされている36年4月から41年3月までの国民年金保険料を特例納付したと申し立てしているところ、特例納付をしたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、周辺

事情について調査を尽くしても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、特例納付に至る動機について詳述する一方、納付方法については、分割で納付したとしていたところ、これを一括で納付したとするほか、特例納付に要した保険料の工面の方法については覚えていないとしていたところ、申立人の父から援助してもらったなどと陳述が変遷しており、申立期間当時の記憶が曖昧であり、保険料の納付状況の詳細は不明である。

そのほか、申立期間は60か月と長期間である上、申立人から直接申立内容のヒアリングを行っても保険料納付に関する具体的な陳述を得ることができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成 3 年 3 月まで

私はA市の実家を離れB市で下宿して大学に通っていたが、昭和 62 年 8 月に父親がA市役所で国民年金の任意加入手続を行い、その後は母親が国民年金保険料を納付してくれていたと親から聞いているので、未加入と記録されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 8 月に申立人の国民年金の任意加入手続を申立人の父が行ったとしているところ、その父は既に死亡しており、申立人自身は国民年金加入手続に関与していないため、申立人の加入手続の詳細は不明である。

また、申立人が国民年金手帳記号番号を払い出され国民年金被保険者資格を取得したのは、制度改正により学生が強制加入となった平成 3 年 4 月であることが社会保険庁の記録により確認でき、20 歳のときに加入手続を行ったとする陳述とは符合しない。

さらに、申立期間は、申立人の国民年金被保険者資格の取得より前の時期であり国民年金未加入期間となるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、また、申立期間において、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立期間は 3 年 8 か月と長期間である。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている可能性について、複数の氏名別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から同年10月までの期間、同年11月から39年3月までの期間、同年4月及び同年5月、同年6月から41年3月までの期間、同年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年7月から同年10月まで
② 昭和37年11月から39年3月まで
③ 昭和39年4月及び同年5月
④ 昭和39年6月から41年3月まで
⑤ 昭和41年4月から43年3月まで

昭和37年7月ごろ実家のあるA県で、B会役員を務め国民年金保険料の集金業務もしていた実父が、娘である私の国民年金加入手続をし、保険料も毎月納付してくれていたと思う(申立期間①)。

また、結婚した昭和37年11月から元夫の実家で義父母と同居し、この同居時の私の保険料は、義父母が毎月納付してくれていたと思う(申立期間②)。

元夫の仕事の都合で、昭和39年4月にC市D区に移り住んだが、この時の私の保険料は、私が集金人に毎月納付していたと思う(申立期間③)。

また、D区からE区に転居した昭和39年6月以降も、保険料は私が集金人に毎月納付していたと思う(申立期間④)。

さらに、昭和41年4月から43年3月までの期間については、社会保険庁の記録では申請免除期間となっているが、私はその期間について免除申請の手続をした覚えは無く、自分で集金人に保険料を納付していたと思う(申立期間⑤)。

以上のとおり、いずれの申立期間についても保険料を納付しているはずなので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続について、A県の実家に住んでいた昭和37年7月ごろに、申立人の実父がしてくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は41年9月にC市のF社会保険事務所で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の所持する国民年金手帳により確認され、申立人の陳述とは符合しない上、この払出時点では、これより前の時期となる申立期間①、②、③及び④の保険料は、現年度納付をすることができず、また申立期間①、②、③及び④の一部は時効により過年度納付をすることもできず、時効とならない申立期間④の一部及び⑤についても、過年度保険料は申立人の陳述する集金人及び区役所窓口で納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①の保険料を申立人の実父が、結婚後の申立期間②の保険料を同居していた元夫の両親（義父母）がそれぞれ納付してくれていたと陳述しているところ、申立人の実父は既に死亡、義父母は申立人が元夫と既に離婚していることから事情聴取することができず、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、保険料納付の詳細は不明である。

さらに、C市に移り住んで以降の期間である申立期間③及び④については、申立人は自分で集金人に保険料を現年度納付しており、特に申立期間④においては、集金人の名前も覚えているとしているところ、上述のとおり、申立人の手帳記号番号は昭和41年9月にC市を管轄する社会保険事務所において払い出されていることから、住所地のC市では、この払出し以前の時期である申立期間③及び④において申立人を被保険者として管理し得ないことから、申立人は集金人に保険料を納付することはできなかつたものと推認され、また、C市では申立期間④当時の集金人名簿を保管していないとしており、申立人が陳述する集金人の在籍は確認することができなかつた。

加えて、申立期間⑤については、申立人は保険料を納付し免除の申請を行っていないとしているところ、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄に検認印が押されていないこと、及び特殊台帳に申請免除期間であること示す事蹟^{じせき}が残されていることから、申立期間⑤は申請免除期間であり、保険料の納付は行われていなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、旧姓を含む複数の氏名別読み検索などを行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、また、申立期間は①、②、③、④及び⑤を合わせて5年9か月と長期間である上、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、昭和49年ごろにA市役所で自身の国民年金の加入手続を行い、51年に現住所に転居してからは、口座振替により国民年金保険料を納付してきた。

それにもかかわらず、社会保険庁の記録では、昭和59年4月から61年3月まで未加入とされている。私は保険料納付をやめたことは無いので、納付済みに記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替で納付しており、保険料納付をやめたことは無いとしているところ、A市が保管している申立人の被保険者名簿には、昭和44年3月1日取得の国民年金被保険者の資格種別が強制から任意に訂正されている事蹟^{じせき}とともに、その資格を59年4月1日付けで喪失している事蹟^{じせき}が残されていることが確認できるほか、社会保険事務所の特殊台帳にも同年4月1日に資格を喪失の事蹟^{じせき}が残されている。

また、上記の市の被保険者名簿には、申立期間に最も近い昭和57年6月18日受付の口座振替納付が59年5月25日に廃止されたと推定される事蹟^{じせき}が残されている一方、これ以後に新たな口座振替納付が開始されたことをうかがわせる事蹟^{じせき}は確認できなかった。

このようなことを考え合わせると、申立期間については、申立人の届出により国民年金被保険者の資格喪失手続が行われ、国民年金の未加入期間となり、併せて口座振替も廃止され、資格喪失後の国民年金未納期間である申立期間については、保険料が納付されなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立人が、申立期間において、保険料を納付していたことを示す

関連資料が無く、保険料を納付していたことをうかがえる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から51年2月まで

私は昭和51年3月ごろA県から帰郷し、B市で店を経営していた妻と結婚、同年5月ごろ、妻が夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、その後は自宅に来た集金人に妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

昭和51年6月ごろ、妻が集金人に対し、私の未納となっている過年度保険料の納付を申し出たところ、集金人から「保険料の納付期限の時効は3年」と言われたので、48年1月から51年2月までの期間の保険料を納付したと妻から聞いている。それにもかかわらず、申立期間が未加入及び未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人に係る国民年金の加入手続及び申立期間に係る過年度保険料納付は専ら申立人の妻が行い申立人自身は関与していないと陳述しているところ、その妻は平成14年5月に既に死亡しており、国民年金の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和51年6月に夫婦連番で払い出され、申立人は、同年2月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得しているところ、申立期間のうち同年1月以前の期間は国民年金未加入期間であることから国民年金保険料を納付することができず、また、同年2月及び3月の2か月は過年度納付することは可能であるが、申立人の陳述は3年分の保険料を妻が一括納付したとのことであり、当該2か月のみを過年度納付したとの申立ては無い。

さらに、申立人は、「保険料の納付期限の時効は3年」との教示を集金人か

ら受けた妻が、申立期間の保険料を集金人に納付したと陳述しているところ、申立期間は3年2か月間と3年を超^{あいまい}過しており、その超^{あいまい}過している理由も曖昧である上、制度上の保険料の納付期限の時効は2年であり、過年度保険料は集金人に納付できないことから、申立人の陳述は不自然である。

加えて、申立期間は38か月と長期間であり、申立期間の保険料納付を示す関連資料（家計簿等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から47年3月まで

私は、結婚を契機に昭和44年5月ごろ、私の勤めていた個人事業所が社会保険の適用事業所ではなかったため、夫婦二人で国民年金に加入をすることとした。加入手続は、妻が夫婦二人分をA市で行った。

この加入からB市に転居する昭和45年5月までは、家に来た集金人に、一人1か月300円ぐらいの国民年金保険料を夫婦二人分を共に3か月分まとめて、妻が支払った。妻が厚生年金保険被保険者であった44年6月から45年3月までの間は、私の分だけの保険料を妻が納付した。

昭和45年5月にB市に転居してからは、一人450円ぐらいの保険料を夫婦二人分まとめて金融機関において妻が納付した。

申立期間の保険料については納付したので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているところ、その妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿など）は無い上、申立期間のうち昭和45年7月から47年3月までの間は保険料を納付していたとされる妻も未納とされている。

また、保険料の納付を行ったとされる申立人の妻は、B市への転居時の国民年金の手続に関して記憶が曖昧である上、申立人の妻については、昭和44年5月ごろにA市在住時に国民年金手帳記号番号が払い出されているにもかかわらず、45年5月ごろに別の手帳記号番号が払い出されていることから、この別の手帳記号番号が払い出された際の手続時には、旧年金手帳は市に提示されなかったと考えられる。

さらに、上記の手続は、申立人の妻が厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴って行われたものであって、申立人については、この手続時を含めB市への転居に伴う国民年金の住所変更手続は行われず、その結果、B市では申立人を被保険者として管理することがないことから納付書は発行されず、申立期間の保険料を納付できなかった可能性が否定できない。

このほか、申立期間は2年9か月と長期である上、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの期間及び同年7月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年3月まで
② 昭和40年7月から42年3月まで

昭和36年4月から3か月ごとに市役所から自宅兼店舗に来る集金人に、店舗の事務員が私の国民年金保険料を納付していた。昭和36年度の1年間と昭和40年4月から同年6月までの3か月の保険料が納付済みとされているのに、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは考えられない。

昭和41年に子供を出産した後は、保険料を納付できなかった時期もあったが、45年ごろにA市役所の窓口で未納期間分の保険料をまとめて納付した。まとめて納付した金額は数十万円だったと思う。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から自宅に来る集金人に申立期間①及び②の国民年金保険料を現年度納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年7月に払い出されており、昭和36年度の保険料は納付済みとされている。

しかしながら、申立人には、昭和41年6月に再度別の手帳記号番号が払い出され、40年4月から同年6月までの3か月分の保険料を、払出後の41年6月29日に過年度納付している記録が確認できる。

申立人が、申立内容のとおり、昭和37年度以降の保険料を継続して納付していたのであれば、新たな手帳記号番号が払い出されることは無く、また、保険料を過年度納付する必要も無いことからみて、申立人が申立期間①及び②の

保険料を集金人に現年度納付していたものとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 45 年ごろに未納期間分の保険料をまとめて納付し、納付金額は数十万円だったと思うと申し立てているが、申立期間①及び②の保険料をすべて第 1 回特例納付期間（昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月まで）中に特例納付したとしても、保険料額は 2 万 5,650 円であり、申立金額と大きく相違する。

加えて、申立人が保有する納付書・領収証書を見ると、昭和 48 年 3 月 13 日に、申立期間②直後の期間である 42 年 4 月から 47 年 3 月までの 5 年分の保険料をさかのぼって納付していることが確認でき、42 年 4 月から 44 年 12 月までの保険料額は第 1 回特例納付期間における保険料単価で算出されている。

一方で、申立人の特殊台帳には特例納付をした記録は無く、納付時期の昭和 48 年 3 月は第 1 回特例納付期間を過ぎている。以上のことを考え合わせると、当時、申立人が過年度納付を行いその後 60 歳までの国民年金保険料をすべて納付したとしても、国民年金受給資格期間を満たすことができなかったため、極めて例外的に、特例納付期間を過ぎているにもかかわらず、受給資格期間を満たすため、さかのぼって保険料の納付が認められたと考えるのが相当であり、申立人が未納期間の保険料をまとめて納付したとの申立内容とも符合する。

このほか、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人から申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年3月までの期間及び44年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から41年3月まで
② 昭和44年4月から48年3月まで

私はA市に居住していた時、国民年金の加入手続をした時期は覚えていないが、国民年金の任意加入を勧める広報を見て、金融機関の行員に加入手続を依頼し、黒色の細長い手帳に金色の文字で年金手帳と記載された手帳をもらった。保険料の納付については、自宅に来ていた金融機関の行員に、金額は覚えていないが毎月保険料を納付して、金融機関の領収書をもっていた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入を勧める広報を見て、金融機関の行員に加入手続を依頼したと申し立てているが、申立期間①当時、申立人の国民年金加入資格は強制加入期間であり、金融機関の行員が国民年金の加入手続を行うことはなく、申立内容は当時の状況と符合しない。

また、社会保険庁の国民年金加入記録を見ると、申立人の申立期間②については、未加入期間とされており、制度上国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、保険料の納付について、自宅に来ていた金融機関の行員に毎月保険料を納付して、金融機関の領収書をもっていたと申し立てているが、申立期間①及び②当時、A市の保険料収納方法は印紙検認方式で、原則3か月に1回であり、申し立てている年金手帳の色も異なるなど、申立内容は当時の制度状況と符合しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から50年12月まで

私は、21歳の時、妻と一緒に暮らすようになってから国民年金保険料を納付するようになった。保険料は、自宅に来た集金人に妻が私の分と一緒に夫婦二人分を納付していた。妻の当時の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の分が未納とされていることは納得できない。妻が保険料を納付してくれていたため、保険料額などの保険料納付に関することは覚えていないが、妻は間違いなく納付してくれていたはずなので、納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年2月15日に国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、国民年金保険料をすべて納付しており、また、平成16年2月から19年9月までの期間、国民年金に任意加入して保険料を納付している。

また、申立人は、申立期間の保険料について、申立人の妻が申立人の分と一緒に納付していたと申し立てしているところ、申立人の保険料納付を担っていたその妻は、昭和39年5月26日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、申立期間の保険料は納付済みとされているほか、他界する56年3月の前月分までの保険料を完納している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和52年2月15日であり、この手帳記号番号によっては、申立期間の保険料を集金人に現年度納付することはできず、申立期間のうち49年12月以前の保険料は、制度上、過年度納付することもできない。

そこで、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について、氏名の別読みによる検索や申立人が居住していた住所を管轄する社会保険事務所の

国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人の特殊台帳を見ると、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの保険料が過年度納付されている記録が確認できることから、申立人は 52 年 2 月に手帳記号番号の払出しを受け、51 年 1 月までさかのぼって保険料を過年度納付するとともに、以後、現年度納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、保険料納付を担っていた申立人の妻は他界しており、申立人が申立期間の保険料を納付した事情等を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から平成3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から平成3年4月まで

私は、大学を卒業した昭和47年3月にA市からB市へ転居し、B市役所で転入手続を行った際、併せて国民年金の加入手続を行った。

その後、毎年1年分まとめて送付されてきた納付書により、1か月分ずつ郵便局の窓口で国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学校を卒業した昭和47年3月にB市へ転居し、転入手続を行ったと申し立てているが、申立人の戸籍の附票を見ると、申立人がB市に住所を定めた日は平成7年1月10日と記載されており、申立期間当時の住所地は実家のC市であり、申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年8月ごろにB市で払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間の国民年金保険料は制度上納付することができない。

そこで、B市を管轄するD社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査、氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、毎年1年分まとめて送付されてきた納付書により、1か月分ずつ郵便局の窓口で国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、B市では、保険料の納付方法が毎月納付に変更されたのは昭和62年4月から、保険料取扱金融機関に郵便局が指定されたのは平成12年4月であり、申立内容は当時の状況と符合しない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から平成元年12月まで

私は、昭和59年2月の結婚を契機に、市役所の窓口で国民年金の手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を1年間分ずつ納付書で納付した。保険料月額は7,000円ぐらいであったと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和59年2月の結婚を契機に、市役所の窓口で国民年金の手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は50年10月に払い出されているものの、国民年金被保険者資格を取得した43年9月から、厚生年金保険被保険者資格を取得する前の平成2年4月までの納付記録をみると、昭和53年1月から同年6月までの6か月の保険料のみしか納付されていないことが確認でき、申立期間前後の期間の保険料は未納とされている。また、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後も、国民年金の未加入期間及び未納期間が存在する。

さらに、申立期間は72か月に及び、この間行政機関の事務的過誤が連続して生じるものとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を1年間分ずつ納付書で納付したと申し立てているが、申立人の納付記録をみると、平成11年11月に、同年10月から12年3月までの保険料の免除申請を行った後、平成12年度から15年度までの保険料を前納していることが確認できることから、申立人が納付時期を勘違いしている可能性を否定することもできない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらず、また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から52年11月までの期間及び54年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から52年11月まで
② 昭和54年10月から55年3月まで

私は、昭和36年8月以降、厚生年金保険未適用事業所に勤務していたので、時期は覚えていないが国民年金加入手続をして緑色の年金手帳をもらい、自宅に来ていた集金人に3か月ごとに国民年金保険料を支払い、年金手帳にスタンプを押してもらっていた記憶がある。

申立期間①の期間は、社会保険事務所の職員に言われるがまま記載したものであるが、昭和39年ごろに結婚した後は、保険料を納付してもしなくてもよいと言われたので納付していない。

申立期間②について、結婚後は国民年金保険料を納付していなかったが、元夫が厚生年金保険に加入していない時に保険料を納付していた時期があり、保険料は7,000円ぐらいで納付書によって納付していたと思う。申立期間②の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録に係る確認申立書を見ると、申立期間①は、昭和40年1月から52年11月までとされている。

しかしながら、再度、申立人に申立内容を確認したところ、時期は覚えていないが、結婚（昭和39年ごろ）以前に国民年金加入手続を行い、自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付していたものの、結婚後は、保険料を納付してもしなくてもよいと言われたので納付していないとの陳述が得られた。

他方、申立人の戸籍を見ると、申立人は、昭和40年9月8日に結婚していることが確認できる。

そこで、昭和40年1月から同年9月までの保険料納付状況について検討し

たところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年12月2日に払い出されているものの、社会保険庁の記録をみると、同年1月から同年9月までの期間は国民年金未加入期間とされていることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を、制度上納付することはできず、さらに、この手帳記号番号によっては、それ以前の保険料を現年度納付することもできない。

また、昭和37年10月から40年12月までの国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

次に、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間②直前の昭和53年10月から54年9月までの保険料は未納とされていること、昭和54年度及び55年度に申立期間②の保険料について催告を受けた記録が確認できること、申立期間②直後に被保険者資格を喪失していることなどからみて、申立人が申立期間②の保険料を納付したものとは考え難い。

また、申立人は、申立期間②当時の保険料は7,000円ぐらいであったと申し立てているが、申立期間②当時の保険料は1か月3,300円（3か月分9,900円）であり、申立内容と符合しない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から平成元年2月まで
夫が昭和60年10月に会社を退職し、同年11月から自営業を開始したので、私が、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、納付書により銀行で納付していた。

昭和61年から平成元年の所得税の確定申告において、夫は国民年金保険料の社会保険料控除を申告しており、私は確定申告をしていないが、夫同様に国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年から平成元年の所得税の確定申告において、申立人の夫は国民年金保険料の社会保険料控除を申告しており、申立人は確定申告をしていないが、その夫と同様に国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に国民年金手帳記号番号は払い出されておらず、申立人の国民年金の加入記録及び納付記録は見当たらなかった。

また、申立人は、三制度共通の年金手帳を保有しているが、国民年金欄に「国民年金手帳記号番号」及び「初めて被保険者になった日」の記載は見られない。

さらに、申立人の夫の昭和61年分、62年分及び63年分の確定申告書控えの社会保険料控除欄を見ると、各確定申告書の社会保険料控除欄に国民年金保険料額が記載されており、記載されている保険料額は当時の保険料額に一致しているが、一人分の保険料額であり、その夫の分と考えるのが相当である。

加えて、国民年金への加入手続、保険料納付に関する申立人の記憶は明確では無く、申立人が申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、44年7月から45年3月までの期間及び46年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和44年7月から45年3月まで
③ 昭和46年4月から56年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和57年ごろにまとめて市役所で納付した。納付した金額は覚えていない。引っ越しが多かったため領収書を無くしてしまったが、未納期間の保険料は納付した。お金を受け取った人が入金していないのではないかと考えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年ごろに申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと申し立てており、納付したとする月は不明であるが、同年においては、少なくとも54年12月以前の国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を区役所で納付したと申し立てているが、市役所において、過年度保険料を収納することは無く、申立内容は当時の制度状況と符合しない。

さらに、申立人の保険料納付に関する記憶は明確では無く、申立人から申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年3月まで

昭和51年5月から任意加入をしていたが、自分から任意加入を止めたことは無く、また、経済的にも困っていなかったため国民年金を止める理由が無かった。しかし、58年10月から61年3月までの期間が未加入期間であることに納得がいかない。また、この期間の保険料は、自宅に集金に来ていた女性の職員に納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年5月に任意加入しその後は、女性職員の集金人に現年度納付を行ってきたと申し立てている。

そこで、申立人の資格の記録をみると、昭和41年12月に初めて国民年金の資格を取得しその後、51年5月3日に結婚と同時に任意加入に切替え58年10月1日に資格を喪失していることが、申立人所持の年金手帳の記録及び市の電算記録から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人はこの資格の喪失に係る届出を行ったことは無いとしているが、申立人が所持する年金手帳の記録欄に、昭和58年10月1日付けで資格を喪失したことが記載されており、申立人の意思により届出がなされたと考えるのが自然である。

さらに、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、別読み及び旧姓を含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、保険料納付金額や納付をめぐる記憶が定かではないほか、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から47年3月まで

母親から「20歳になったので年金を支払っている」と聞いたことをはっきりと覚えている。保険料は、母親が1か月300円前後の金額を3か月分ずつ両親の分と一緒に市役所の女性の集金人に納めてくれていたと思います。昭和45年夏ごろからは、少し高くなったことを覚えています。両親が他界しており納付事実を証するすべもなく、44年9月から47年3月までの納付記録が無いことに無念さが込み上げてきます。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳から国民年金を支払っている」と母親から聞いており、保険料は、母親が1か月300円前後の金額を3か月分ずつ、両親の保険料と一緒に集金人に現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、手帳記号番号払出簿から昭和47年4月28日であることが確認できる。この場合、加入手続時点では、申立期間のうち44年9月から同年12月までの保険料は、時効により、既に納付できない期間となっている。また、45年1月以降の期間については過年度納付が可能であったものの、その場合、母親が3か月分ずつの保険料を集金人に現年度納付を行ってきたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みによる氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続や納付に関して直接関与しておらず、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年9月まで

強制加入だということで督促状が来ており、何年か過ぎて送られてきた納付書を使ってさかのぼって支払いに行き、私と主人の二人分を同じように一緒に支払いました。これ以上さかのぼって支払えないと言われて一部返金がありました。納付場所はA市役所又は郵便局のいずれかだったと思います。主人は自営業をされており、健康保険料を含め年金保険料も源泉徴収し、B税務署にも申告していました。約18年前に廃業しており書類等は処分し残っておりません。私と主人の夫婦二人分を一緒に支払っていましたので、片方だけの支払いはありえません。

しかし、記録では、昭和49年1月から51年9月までの分が私だけ未納とされており納得がいかないです。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人自身が夫婦二人分を同じようにさかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、申立期間について、申立人の夫の納付記録をみると、昭和49年1月から51年3月までの27か月分の保険料を過年度納付し、継続する同年4月から同年9月までの6か月分の保険料については、同年11月に現年度納付していることが社会保険庁の特殊台帳及び市の収滞納記録から確認できる。

また、申立人の夫については、これらを合わせて36か月分の納付を除くと、当時、国民年金に係る納付済期間は9か月しかなく、昭和51年11月の現年度納付の時点において、年齢が38歳に達していた点を踏まえると、受給権確保の観点から、市により過年度納付を含めた納付勧奨がなされたものと推定できる。一方、申立人の夫より3歳以上若い申立人にはその必要性は無かった。

さらに、申立期間について、申立人の夫は過年度及び現年度の組み合わせに

より保険料納付を行っている。他方、この当時、過年度保険料の収納及び納付記録の管理は社会保険庁が、現年度保険料の収納及び納付記録の管理は市町村が行っていた点を踏まえると、申立期間に係る納付記録について、両者がそろって事務的過誤を行うとは考え難い。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認する為、別読み及び旧姓を含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

そのほか、申立人は、保険料の納付金額、納付場所など保険料納付をめぐる記憶は定かではないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年3月まで

昭和44年12月にA社を退職した私は、翌45年5月に結婚した。婚家では、夫、義父及び義母のいずれも国民年金に加入していたので、私もそれにならって結婚後すぐに国民年金に加入した。だれがどこで加入手続したのかは覚えていないが、加入が少し遅れたので、初回の納付は同年1月にさかのぼって行ったと思う。夫婦二人分の保険料の納付は、結婚後しばらくはおそらく義母が担当していて、後には主に私が担当していたと思うが、納付方法や納付金額等は覚えていない。申立期間については、夫も義父及び義母も納付済みとされており、私の分を除いてほかの3人分の保険料だけを納付するとは考えられず、納付していることは間違いないと思う。

私と義母が同名であることから、同じ家に同名の二人がいるのは何かの間違いだとの判断に基づいて、役所によって私の記録が消されてしまうなど何らかの事務上の混乱が起こったのではないかという疑念を抱いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続時期をみると、昭和51年2月13日に加入手続していることがB市の被保険者名簿から確認できる。この場合、45年5月に結婚後すぐに国民年金に加入したとする陳述とは符合しない。

また、この手続時点では、申立期間のうち昭和45年1月から48年12月までの保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間になっており、49年1月から50年3月までの保険料について過年度納付は可能であるものの、この間の申立人の夫の納付記録をみると、現年度納付であることが社会保険庁の特殊台帳から確認でき、この期間の保険料を夫の分と一緒に夫婦二人分を現年度納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓及び氏

名の別読みを含む氏名検索、並びに昭和45年1月から50年3月までの手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は自分と義母が同名であることから、行政機関において二人の保険料収納の記録管理上何らかの過誤が生じたのではないかとの疑念を抱いている点については、申立人の加入手続が義母の年齢が60歳に達し保険料納付を完了した後の昭和50年度になされ、以降未納無く納付済みの記録となっている点を踏まえると、その可能性をうかがうことは困難である。

そのほか、申立人は申立期間初期における保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付をめぐる記憶が定かでないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から63年3月まで

私は、昭和60年2月に会社を退職し、同年2月又は同年3月ごろ、厚生年金保険手帳を社会保険事務所に提出し、国民年金の加入手続をした。年金手帳や納付書は、加入手続時にもらったのか、後日郵送されてきたのかよく覚えていないが、当初の保険料は月8,500円ぐらいだったと記憶している。それ以降、私と娘の保険料を一緒に、毎月集金に訪れる銀行員又は直接郵便局に出向いて納付して来たのに、上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年2月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、それ以降、申立人の長女の保険料と一緒に、毎月保険料を納付して来たところ、申立人の手帳記号番号は、記号番号前後の被保険者の状況から、61年8月から同年10月の間に払い出されているものと推測でき、この時期からみると、同年3月以前の保険料は過年度保険料となるが、申立人は過去の保険料をさかのぼってまとめ払いした記憶は無いと陳述している。

また、申立人は、申立期間当初の保険料月額を8,500円ぐらいとしているが、当時の保険料月額が6,200円であり符合しないほか、一緒に納付して来たとする申立人の長女の納付記録も、申立期間に相当する期間は未納となっている。

さらに、申立期間の保険料を毎月現年度で納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、ほかの読みによる各種氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から平成元年 3 月まで

外国人も国民年金に強制加入となったことを新聞で知り、母が昭和 57 年初めごろ、A 市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。その際、1 か月でも納付しない限り手帳は交付できないと職員から説明を受け、後日、交付はがきと 1 か月分の領収書を同市役所に提示して、同年 1 月 1 日に資格を取得と記入された年金手帳を受け取った。それ以降、保険料は、母の保険料と自身の保険料と一緒に、毎月集金に訪れる銀行員に又は直接郵便局に出向いて納付してきた。加入当初の保険料は月額 8,000 円台と記憶しているが、古い領収書は処分し、今は平成元年 4 月以降の領収証書だけ残っている。上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年初めごろ、申立人の母親が市役所で国民年金の加入手続を行い、それ以降、母親の保険料と自身の保険料と一緒に、毎月保険料を納付して来たところ、申立人の子供時代、申立人の手帳記号番号は、記号番号前後の被保険者の状況から、60 年 4 月から 61 年 9 月の間に払い出されているものと推測でき、この時期からみると、申立期間の保険料は、大半が制度上納付することができない期間を含む過年度保険料となるが、申立人は過去の保険料をさかのぼってまとめ払いした記憶は無いと陳述している。

また、申立人は、申立期間当初の保険料月額を 8,000 円台としているが、母親が加入手続をしたとする昭和 57 年当時の保険料月額 4,500 円と異なり、申立人の納付記録が始まる平成元年 4 月当時の保険料月額 8,000 円と一致しているほか、自身の分と一緒に納付してきたとする申立人の母親の納付記録も申立期間の一部は未納となっている。

さらに、申立人は、母親が申立人の国民年金の加入手続を行った際、その場

で手帳を受け取れず、後日、領収証書で保険料納付を確認後に受け取ったと申し立てているが、当時の市役所における手帳交付の取扱い実態と符合しないものと考えられる。

加えて、別の手帳記号番号払出しの可能性について、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、ほかの読みによる各種氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から41年3月までの期間及び48年10月から49年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から41年3月まで
② 昭和48年10月から49年2月まで

A市B区役所から加入勧奨があった昭和36年4月ごろに、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、それ以降、49年4月に妻が子供たちを連れて私の実家のあるC市に引越すするまで、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月区役所の集金人に納付していた。また、その間にA市B区からD区へ転居した際にも、妻が住民票の手続きと一緒に国民年金の手続きも行い、D区においても妻が夫婦二人分の保険料を区役所の集金人に納付していた。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻がC市に転居する昭和49年4月まで、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の妻は、申立期間①の途中において、A市B区からD区に転居した際の手続き等に関してはよく覚えていないとし、納付に関しては、毎月区役所の集金人に保険料を納めていたという記憶しか無いと陳述していることから、当時の具体的な納付状況等は不明である。

そこで、一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻の納付記録をみると、申立人同様、申立期間①の保険料は未納であることが分かる。

また、申立期間①は42か月と長期間であり、これほどの期間において夫婦二人の記録が同時に欠落するとは考え難い。

さらに、申立期間②についても、同時期の申立人の妻の納付記録からは、申立人に係る保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立人に申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料が無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から52年3月までの期間、58年1月から同年3月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び59年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年1月から52年3月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで
③ 昭和58年10月から同年12月まで
④ 昭和59年4月から同年6月まで

私は、昭和50年から国民年金保険料を納付書で毎月支払い、58年ごろからは、口座振替で支払って来た。残高不足により振替不能の時は、後日納付書で支払って来た。商売は、順調な時ばかりでは無かったが、保険料を支払えないほどのことは無く、資金繰りの面で多少遅れることはあったが支払ってきた。上記期間が、未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年から国民年金保険料を納付書で毎月支払い、58年ごろからは口座振替に切替え、振替不能があっても、後日、送付されてくる納付書で支払って来たと申し立てている。

そこで、申立人の特殊台帳の記録をみると、昭和51年度、53年度、55年度及び57年度の欄に、未納の催告を行ったことを示すゴム印が認められ、昭和53年7月から同年12月までの期間、56年1月から同年3月までの期間、59年7月から同年9月までの期間及び61年7月から同年12月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間②、③及び④の前後を通じて、申立人の納付状況が不安定となっている様子がうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において昭和50年1月に払い出されていることが、手帳の払出記号番号及びA市B区を管轄するC社会保険事務所の手帳記号番号払出簿により確認できるが、申立人は48年8月

から 51 年 11 月まで D 区内に居住していたとしているほか、区役所への転居届は行ってないが同年まで E 区に居住していたこともあると陳述しており、この当時における申立人の住所異動に関する記憶が不明瞭である。また、F 区内に在住時は自宅に納付書が届いていたが、ほかの居住地では納付書を受け取った記憶が無いと陳述していることから、申立期間①については納付書の入手をはじめ保険料の納付が困難な状況であったものと考えられる。

さらに、申立期間①、②、③及び④の保険料を納付できる別の手帳記号番号が払い出されていたかどうかについて各種の氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立人に申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの期間及び54年2月から55年4月までの期間の国民年金保険料並びに昭和52年4月から平成元年1月までの期間及び同年3月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から52年3月まで
② 昭和54年2月から55年4月まで
③ 昭和52年4月から平成元年1月まで (付加保険料)
④ 平成元年3月 (付加保険料)

私は、昭和52年4月ごろ、市の広報誌か何かを見て、前夫と一緒に市役所へ国民年金の加入手続きに行った。その時、窓口の職員から、前夫の年金資格について「今から60歳まで納付しても2年間不足する。今なら2年さかのぼって納付することができる。」と勧められたので、二人共、50年4月から52年3月までの2年間の保険料を一括納付したのに、未納とされているのは納得できない。

また、二人共、国民年金に加入と同時に付加年金に加入し、それ以来、私が夫婦二人分の保険料と一緒に納付してきたのに、前夫と私で付加年金の記録が異なっているのはおかしい。

さらに、私は、昭和54年2月から55年4月まで厚生年金保険に加入しているが、その分も納付してきたので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月ごろに国民年金の加入手続きを行ったと申し立てているが、手帳記号番号払出簿をみると、申立人及びその前夫の手帳記号番号はともにその3年後の55年に払い出されており、市の被保険者名簿により同年6月10日に国民年金の加入手続きを行っていることが確認できる。

また、申立てどおり、申立人が昭和52年4月に加入手続きを行うためには、申立人及びその前夫に係る別の手帳記号番号が払い出されている必要がある

が、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、ほかの読み方による氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、加入手続の際、市の職員から、前夫について、今から60歳まで納付しても年金受給資格期間が不足する旨の説明を受けたので、二人共、2年間さかのぼって申立期間①の保険料を一括納付したと申し立てているが、加入手続が行われた昭和55年6月10日時点で、申立人は38歳1か月、前夫は39歳11か月であり、ともにその時点から60歳まで保険料を納付しても受給資格期間25年を確保できない状況にあったことが分かる。

そこで、市の被保険者名簿及び特殊台帳をみると、申立人及びその前夫共に特例納付が可能な期間内である昭和55年6月14日付けの納付により、申立人については、60歳において納付期間が25年となるよう35歳である52年4月までさかのぼって、同年4月から同年12月までの期間の9か月分の保険料を特例納付し、53年1月から申立期間②直前の54年1月までの期間の13か月分の保険料を過年度納付していることが確認でき、また、前夫については、2年間さかのぼった53年1月から55年3月までの保険料を過年度納付し、その時点で加入が判明していた36年11月から38年4月までの厚生年金保険の加入期間18か月を含めてもなお不足する12か月分を、36年4月から同年10月までの期間及び38年5月から同年9月までの期間の計12か月分の保険料を特例納付することで受給資格期間25年を確保していることが確認できることから、過去の保険料をさかのぼって納付したとする申立人の記憶は、特例納付を含むこれらの納付であったものと考えられる。

したがって、申立期間①は、申立人及びその前夫共に、年金受給資格期間を確保する期間に含まれておらず、当該期間は、一緒に過去の夫婦二人分の保険料を納付したとする前夫も同様に未納となっている。

また、申立人の厚生年金保険の加入期間である申立期間②について、申立人の市の被保険者名簿をみると、加入手続を行ったと同じ昭和55年6月10日付けで、54年2月1日に国民年金の資格を喪失し、55年5月1日に同資格を再取得した記載が確認できるとともに、前述のように、加入手続日の4日後の同年6月14日に納付された申立人の過年度保険料は、申立期間②直前の54年1月までの期間となっていることから、加入手続時点で当該厚生年金保険の加入期間は、既に市において判明していたことが分かる。

したがって、申立人は、社会保険庁の記録どおり、厚生年金保険の資格を喪失し国民年金の資格を再取得した55年5月分から現年度保険料の納付を開始したものとみるのが相当である。

一方、申立期間③の付加保険料について、申立人は、加入と同時に前夫とともに付加年金に加入し、以降、付加保険料も一緒に納付してきたと申し立てているが、国民年金の加入手続日は、前述のように昭和55年6月10日であり、付加年金はさかのぼって加入できないことから、申立期間③のうち、同年5月

以前の付加保険料は納付することはできない。

また、市の被保険者名簿をみると、付加年金の加入届出日は、一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきたとする前夫については、昭和 55 年 6 月 11 日と記載されているが、申立人については、平成元年 2 月 8 日と記載されていることが確認でき、それぞれ社会保険庁の記録による付加保険料の納付開始時期と一致しているほか、申立人が前夫と一緒に国民年金に加入し、同時に付加年金の加入手続も行ったとする主張以外に、当時の具体的な状況等についての陳述が得られず、付加年金の届出日が異なっている経緯等は不明である。

さらに、申立期間④の付加保険料について、平成元年 3 月分の国民年金保険料は、申立人及びその前夫共に同年 7 月 25 日に過年度納付していることが、社会保険庁の納付記録により確認できることから、現年度でしか納付できない付加保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人に申立期間①及び②の国民年金保険料並びに申立期間③及び④の付加保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料並びに付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの期間、同年4月から59年3月までの期間、同年4月から60年3月までの期間、同年4月から61年3月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和57年4月から58年3月まで
② 昭和58年4月から59年3月まで
③ 昭和59年4月から60年3月まで
④ 昭和60年4月から61年3月まで
⑤ 昭和61年4月から同年6月まで

申立期間の保険料については、A市に引っ越した後に、社会保険事務所から納付書が送られてきていたことを覚えており、その納付書で金融機関から納付していたので未納とされていることに納得できない。

また、当時の預金通帳に保険料納付のために出金した記録が残っているので調査願います。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、預金通帳に申立人自らが手書きで「年金」と記載した4回の出金記録があり、社会保険事務所から送付された納付書により、国民年金保険料を納付したものであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立期間①及び③については申請免除、申立期間②、④及び⑤については未納であることが確認され、市及び社会保険事務所のいずれも同様の記録となっている。

まず、申立期間①及び③について、社会保険庁の特殊台帳及びオンライン記録をみると、申請免除期間である申立期間を追納申請した記録は無く、保険料が追納された形跡も見当たらなかった。

また、免除期間の保険料を追納する場合、被保険者が追納申請した上で、申請された期間の保険料を納付することとなっており、社会保険事務所では、あらかじめ追納申請が行われない限り納付書の発行手続は行われず、申立人が納

付書で保険料を納付したとの陳述には符合しない。

次に、未納記録となっている申立期間②、④及び⑤について、申立人が所持する預金通帳の出金記録を見ると、昭和 61 年 7 月 2 日に 7 万円、62 年 12 月 22 日に 8 万円、63 年 10 月 21 日に 6 万 5,100 円及び平成 3 年 4 月 17 日に 8 万円を出金した記録となっている。また、申立人は昭和 61 年 4 月から居住した A 市において納付書の送付を受けたと陳述しているところ、住民票、市の国民年金被保険者台帳及び社会保険事務所の特殊台帳は、同年 11 月時点での住所異動となっていることから、A 市における申立人への未納保険料の最初の催告は、少なくとも同年 11 月以降であり、1 回目の出金（昭和 61 年 7 月 2 日）の時点では、申立期間に係る納付書は申立人には届いていなかったものと考えられる。

そこで、申立期間②についてみると、2 回目以降の出金記録があるいずれの時点でも、既に保険料納付の時効が到来していることから、過年度保険料を納付することはできない。

また、申立期間④について、この期間に必要な保険料額は 8 万円となることから、これに対応する出金記録は昭和 62 年 12 月 22 日となる。しかしながら、この時点では申立期間④のうち 60 年 4 月から同年 9 月までの期間は、既に時効により納付できず、納付可能な期間は同年 10 月から 61 年 3 月までの期間となり、その保険料額は、4 万 440 円であることから申立人が出金した 8 万円とは金額が符合しない。

さらに、申立期間⑤についてみると、昭和 61 年度の昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月までの期間に係る保険料は、過年度納付されていることが確認できるところ、63 年 10 月 21 日の 6 万 5,100 円は過年度納付した保険料と符合していることから、同出金により同期間の保険料を納付したものと推測されるものの、61 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料に対応する出金記録は認められない。

加えて、申立人が預金から引き出して納付したとする金額は、昭和 61 年度の保険料を過年度納付したと推測される昭和 63 年 10 月 21 日の出金を除き、実際に必要な保険料額と符合するものは認められないほか、金融機関の窓口において、預金から保険料を納付する場合、振替手続が可能なところ、3 回の出金記録はすべて現金引き出しであることが確認できるなど、納付手続に関する不自然さは否めない。

このほか、別の年金手帳による納付の可能性について確認するため、氏名検索を行ったほか、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる形跡は無く、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から62年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から62年1月まで

私は、会社を退職した昭和57年に国民年金に加入し、保険料を納めてきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。保険料の納付は、妻が夫婦二人分を一緒に金融機関の窓口で納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和57年5月以降の保険料について、継続して納めていたので、申立期間の未納とされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人が昭和62年2月24日に国民年金の加入手続を行い、加入資格を同年2月1日に新規で取得していることがA市の国民年金被保険者名簿から確認できる。この場合、国民年金の資格を得ていない申立期間の保険料は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人の妻の国民年金記録をみると、昭和61年1月24日に国民年金の新規加入手続を行ったことが市の国民年金被保険者名簿から確認でき、62年2月に加入資格を得た申立人とは加入時期が異なっており、申立期間の保険料を夫婦二人分納付していたとの申立てとは符合しない。

さらに、申立人本人は、保険料納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は曖昧である。

加えて、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、氏名検索を行ったがその存在をうかがわせる痕跡は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年6月まで

私は、昭和37年7月から国民年金に加入して最後まで保険料を継続して納めていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。申立期間当時、住所移転したが、同じ町内だったので保険料は同じ集金人に支払い続けてきた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録をみると、昭和41年3月から44年6月までの間は任意加入期間であったことが確認でき、このうち43年4月から44年6月までの間（申立期間）は未納の記録であることが市及び社会保険事務所のいずれの記録からも確認できる。

そこで、申立人が所持する国民年金手帳（昭和41年4月1日発行分）を見ると、国民年金印紙検認記録欄の昭和42年度については、集金人が保険料を収納したことを示す検認印が認められるものの、43年度から45年度までの間について検認印は認められない。申立期間当時、市の現年度保険料の取扱いは、印紙検認による収納手続となっていたことから、申立人が申立期間の保険料を継続して集金人に納付していたとの申立内容には符合しない。

また、申立人の夫の納付記録をみると、昭和50年2月に国民年金に加入し、同年5月に44年7月から46年12月までの強制加入期間の保険料をさかのぼって特例納付していることが確認できる。一方、申立人の納付記録では、特例納付した記録は確認できないものの、夫が特例納付した時期と同じくして未納期間であった43年4月からの保険料のうち、任意加入期間から強制加入期間となった44年7月からの保険料をさかのぼって納付した可能性も否定できない。

さらに、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、別の読みを含め氏名検索を行ったがその存在をうかがわせる痕跡は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から60年3月まで

私は、国から国民年金の20歳加入は義務であるとの勧奨があったので、昭和53年4月15日にA市役所で加入手続をした。以降は近くの銀行で、当時の保険料額7,000円ぐらいを納付していた。手続や納付はすべて自分で行っていたので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立人は、国民年金の加入勧奨があったので、昭和53年4月15日にA市役所で国民年金に加入し、以降の保険料は継続して納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、昭和61年4月ごろに申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが前後の同記号番号の記録から確認できる。また、A市において、申立人の国民年金被保険者検認台帳が作成されたのは同年4月15日であることが確認できるほか、この時点で、申立人が53年4月15日にさかのぼって資格を取得していることが記載されている。この場合、この同記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は、制度上、既に納付することはできない。

また、申立人の納付記録をみると、加入手続が行われた昭和61年4月以降に60年4月から61年3月までの保険料を複数回に分けて過年度納付していることが市の記録から確認でき、申立人が53年4月からの保険料を継続納付していたとの陳述には符合しない。

さらに、申立人が申立期間当時に納付していたとする保険料額7,000円ぐらいは、加入手続が行われた昭和61年度の保険料額7,100円にほぼ一致する。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別読みに

よる氏名検索を行うもその痕跡は無く、申立期間の保険料納付をうかがわせる
周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保
険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から同年12月まで

私は申立期間当時、外国籍でしたが、外国籍の住民も国民年金に加入できることを知り、昭和61年4月に市役所で加入手続をしました。そして、その際に過去2年間の保険料をさかのぼって支払うことができると聞いて、その手続も併せてしてもらいました。その後、社会保険事務所から昭和61年度分の納付書と過年度分の59年度分と60年度分の納付書が送られてきたので、早速、昭和59年4月分から支払ったのに申立期間だけが未納とされています。婚姻時に領収証書は処分しましたが、確かに同じ郵便局で支払い続けてきたので申立期間について納付の事実を認めてください。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月に市役所で国民年金の加入手続をした後、申立期間を含む59年4月から61年3月までの保険料を過年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、A市の被保険者名簿の受付日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和62年4月9日であることが確認できる。この時点では、申立期間は時効のため、既に納付することはできない期間となっている。

また、申立人の納付記録をみると、昭和60年1月から同年3月までの間(昭和59年度分)の保険料を62年4月14日に納付した後、60年4月から62年3月までの間(昭和60年度分及び61年度分)の保険料を3か月ごとに分割して過年度納付していることが同市の被保険者名簿から確認できる。これらの状況から、申立人がさかのぼって保険料を納付したのは、同年4月に加入手続を行った時点で保険料の納付が可能であった60年1月からの保険料であったものと考えるのが相当である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の氏名読みによる検索を行ったほか、申立期間当時に居住していた市町村を管轄する社会保険事務所の同記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、その存在をうかがわせる痕跡は無く、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から46年3月まで

私は昭和41年4月から約5年間、勤務した会社を退職した際に厚生年金保険を脱退しましたが、その後、母から20歳までさかのぼって加入手続きをした上で、保険料を納付したと聞いていました。社会保険事務所の説明では、厚生年金保険の加入期間は国民年金に加入できないとのことでしたが、私の年金手帳には42年9月12日付けで国民年金に強制加入の記載があるので、加入資格を得た同年9月から46年3月までを納付済期間として認めてください。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立人の母親が、昭和42年9月12日までさかのぼって国民年金の加入手続きを行い、保険料の納付手続きも母親が行っていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、昭和48年5月4日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが同記号番号払出簿から確認できる。その後、申立人が同年7月17日に46年4月から48年3月までの保険料を過年度納付していることが社会保険事務所の特殊台帳から確認できる。

また、厚生年金保険の加入期間は国民年金に加入できないため、昭和42年9月12日に遡^{そきゅう}及して資格を取得した手続きは適正ではないものの、申立人が48年5月4日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた時点で、申立期間の国民年金保険料は、制度上、既に納付することはできない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の氏名読みによる検索を行ったほか、申立期間当時の居住地を管轄する社会保険事務所において同記号番号払出簿のすべての内容を確認したが、その存在をうかがわせる形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶が定かではなく、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで
平成3年4月から20歳以上の学生も国民年金の強制適用となったので、母親が私の国民年金の加入手続を市役所の支所で行ってくれた。
加入手続後に市役所から送付されてきた納付書により母親が私の平成3年度分の国民年金保険料を納付してくれた。
また、母は、加入手続時に支所の職員から、時効が到来していない保険料をさかのぼって納付するように言われ、平成元年4月から3年3月までの保険料を納付したと言っており、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月から20歳以上の学生も国民年金の強制適用となったので、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は平成3年8月13日であることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間の一部は、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる申立人の母親も、申立期間の保険料の納付書の入手方法、納付時期及び納付場所に関する記憶はあいまいであり、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から43年3月まで

私たち夫婦は、昭和37年9月ごろにA市からB市に転入したが、当時は夫婦共に国民年金に加入していなかった。

昭和38年1月から43年3月までの国民年金保険料が未納とされているが、夫の母親から、夫と私の夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付していたと聞かされたことがある。

夫の母親が納付していたはずの昭和38年1月から43年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の母親が申立人及びその夫の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年10月に払い出されており、申立人は、この手帳記号番号により43年4月1日付けで国民年金の被保険者資格を取得していることが、社会保険事務所の特殊台帳及び申立人の所持する年金手帳により確認できる。このことから、申立期間は、国民年金の未加入期間となるため、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の夫の母親も既に死亡しているため、申立期間当時の国民年金加入状況、保険料納付状況等は不明である上、申立人の夫の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫の母親が申立人の保険料と一緒に納付していたとされる申立人の夫の申立期間と同一期間の保険料も未納である上、申立期間は63か

月と長期間であり、これだけの長期間にわたり、夫婦共に納付記録の欠落が続いたとは考え難い。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付をうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 2152

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から43年3月まで

私たち夫婦は、昭和37年9月ごろにA市からB市に転入したが、当時は夫婦共に国民年金に加入していなかった。

昭和38年1月から43年3月までの国民年金保険料が未納とされているが、夫の母親から、夫と私の夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付していたと聞かされたことがある。

夫の母親が納付していたはずの昭和38年1月から43年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の母親が申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年10月に払い出されており、申立人は、この手帳記号番号により43年4月1日付けで国民年金の被保険者資格を取得していることが、社会保険事務所の特殊台帳及び申立人の所持する年金手帳により確認できる。このことから、申立期間は、国民年金の未加入期間となるため、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人及びその妻は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親も既に死亡しているため、申立期間当時の国民年金加入状況、保険料納付状況等は不明である上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立人の保険料と一緒に納付していたとされる申立人の妻の申立期間の保険料も未納である上、申立期間は63か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり、夫婦共に納付記録の欠落が続いたとは考え難

い。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付をうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで
昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 7 月 1 日までの厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。
脱退手当金を請求した記憶は無く、受け取っていないので、受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

また、申立人はA社を退職する際、「当時の総務部長から、厚生年金保険の一時金を受け取りますかと聞かれたので、以後、継続して勤務するので、受け取らないと返事した。」と陳述している。

しかしながら、申立人は同社を退職後、昭和 39 年 9 月 1 日にB共済組合員資格を取得するまでの期間について、C社で非常勤として勤務していたとしているところ、C社によれば、当時の非常勤は各自で国民健康保険及び国民年金へ加入することとなっていたが、申立人は当該期間について、「60 歳になるまで共済年金又は厚生年金保険の未加入期間となっていたことを知らなかった。」と陳述しているほか、通算年金制度についての認識は無かったとしている。また、申立人のA社を退職する際の総務部長との応答に関する陳述が具体的であることに比して、退職後、B共済組合員資格を取得するまでの期間に係る年金及び健康保険加入状況についての記憶は曖昧であり、その陳述をもって申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがう事情として採用することは難しい。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和38年12月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 12 月 23 日まで
② 昭和 39 年 1 月 17 日から 39 年 9 月 30 日まで
③ 昭和 39 年 10 月 21 日から 43 年 1 月 1 日まで

A社、B社及びC社D支店における厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所へ照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

私自身は、脱退手当金の請求をしていないし、昭和 43 年 1 月 30 日に結婚してから 54 年までE市に住んでいたため、F社会保険事務所まで受け取りに行くこと自体考えられない。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和 43 年 3 月 6 日に支給決定されていることが確認できる。

また、最終事業所であるC社D支店の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 11 月 1 日から 32 年 12 月 1 日まで
② 昭和 34 年 3 月 7 日から同年 4 月 14 日まで
③ 昭和 34 年 4 月 15 日から 37 年 10 月 10 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所へ照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

最後に勤務したA社在籍中に倒れ、意識が戻らず入院し自宅療養となり障害があったので、脱退手当金の申請をできない状態であった。

脱退手当金は請求もしていないし、受け取ってもいないので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年1か月後の昭和38年10月30日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄を見ると、昭和38年5月16日付けで、申立人の厚生年金保険被保険者番号について、重複取消しが行われ、C社及びA社の被保険者番号へ統合されていることが確認できる。また、当時、男性の場合の脱退手当金支給要件は55歳以上となっているところ、申立人の年齢は同年*月*日で55歳に到達することのほか、申立人の脱退手当金は同年10月30日に支給決定されていることなどを踏まえると、被保険者番号の統合処理は脱退手当金請求に併せて行われたと考えるのが自然で

ある。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 7 月 4 日から 30 年 7 月 20 日まで
② 昭和 30 年 9 月 6 日から 34 年 11 月 7 日まで
③ 昭和 35 年 2 月 1 日から 36 年 7 月 26 日まで
④ 昭和 36 年 8 月 18 日から 38 年 3 月 30 日まで

10 年ほど前、社会保険事務所で年金裁定請求を行った際、昭和 26 年 7 月 4 日から 38 年 3 月 30 日までの厚生年金保険加入期間について、同年 11 月 22 日に脱退手当金の支給を受けたことになっていると言われた。

当時、脱退手当金の請求方法も知らなかったので、請求手続を行ったことも、支給を受けた記憶も無い。

脱退手当金は受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 8 か月後の昭和 38 年 11 月 22 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A 社及び B 社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、同表示の右に年月を示すと思われる「38.7」との記載が確認できるところ、申立人の脱退手当金が昭和 38 年 11 月 22 日に支給決定されていることを踏まえると、同表示は脱退手当金請求に係る事務処理の際に記載されたと考えるのが相当である。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人から聴取して

も受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 15 日まで
A社に勤務していた昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 15 日までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を受給したことにされているが、請求した記憶は無く、受給していない。

A社で勤務した期間を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 6 か月後の昭和 22 年 3 月 20 日に支給決定されているが、当時の脱退手当金の支給要件は、男性の場合、厚生年金保険被保険者期間 3 年以上 20 年未満の者で、資格喪失後再度被保険者となることなく、1 年を経過した場合に支給されることとなっており、申立人の脱退手当金支給は当該支給要件に合致していることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、保険給付欄には脱退手当金が支給されたことを示す記録が確認できるとともに、記載された支給額及び月数はオンライン記録と一致することが確認できるほか、脱退手当金の支給額の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者番号についてみると、申立期間と申立期間後の 3 回の被保険者番号は別番号となっているから、脱退手当金を受給したために番号が異なっているのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 29 日から 42 年 1 月 8 日まで
② 昭和 42 年 1 月 9 日から 45 年 2 月 21 日まで

A社に勤務していた昭和 40 年 3 月 29 日から 42 年 1 月 8 日までの期間及びB社に勤務していた同年 1 月 9 日から 45 年 2 月 21 日までの期間について、脱退手当金を受給したことにされているが、受け取った記憶が無い。
両社での勤務期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 6 か月後の昭和 45 年 9 月 3 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、最終事業所である B 社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 8 ページ (計 165 人) に記載されている女性のうち、申立人と同一時期 (おおむね 3 年以内) に受給要件を満たし資格を喪失した女性 11 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 8 人であり、うち 7 人が資格の喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることが確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、申立期間である 2 回の被保険者期間は同一番号で管理されているが、申立期間後の被保険者期間については別の被保険者番号となっていることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の

表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月 1 日から同年 11 月 14 日まで
② 昭和 40 年 11 月 14 日から 42 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 6 月 1 日から 44 年 3 月 3 日まで

昭和 39 年 5 月に父が経営していた A 社に入社し、以後、B 社(事業主 : D 氏)、C 社(事業主 : E 氏) と途切れること無く勤務していたが、A 社の 40 年 8 月 1 日から同年 11 月 14 日までの期間(申立期間①)、B 社の同年 11 月 14 日から 42 年 6 月 1 日までの期間(申立期間②)、C 社の同年 6 月 1 日から 44 年 3 月 3 日までの期間(申立期間③)の厚生年金保険加入記録が無い。

3 社は会社名と事業主の変遷はあるが、実際には父が経営しており、所在地も同じであった。当時は「社会保険のある会社」というのが従業員にとって入社の手続きの一つになっていたから、父には社会保険加入は重要という認識があり、適用が無いということは考えられない。また、景気が良かったので、保険料が支払えないということもあり得ない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社は、昭和 40 年 11 月 14 日、事業所倒産により認定廃止されており、全喪時に 16 人が厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、厚生年金保険被保険者名簿をみると、同 16 人には同年 10 月 1 日の標準報酬月額額の定時決定記録が確認できる(同年 10 月直前及び同年 10 月の採用者は除く)。一方、申立人には、当該定時決定記録は確認できない。

以上の事情、及び申立期間当時昭和 40 年 10 月 1 日の定時決定は同年 8 月 1 日在籍者が対象であったことを踏まえると、申立人は、認定廃止時まで事業主

の家族として事務所に出入りし、仕事を手伝うことはあったとしても、同社の厚生年金保険被保険者としては、社会保険庁の記録どおり同年8月1日（退職日は昭和40年7月31日）に資格を喪失したものと考えるのが相当である

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間②については、社会保険庁の記録によれば、B社の厚生年金保険新規適用は昭和41年2月1日、全喪は42年2月26日となっており、申立期間のうち40年11月14日から41年2月1日まで、及び42年2月26日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険適用事業所でない期間である。

また、B社の厚生年金保険適用期間において、申立人の在職について、同僚から陳述は得られず、同事業所の厚生年金保険被保険者名簿の厚生年金保険被保険者番号にも空白はみられなかった。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間③については、C社の事業主及び同社の厚生年金保険新規適用時に在職していた同僚はすべて死亡又は所在不明等で連絡がとれず、申立人の申立期間における在職について確認するに至らなかった。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の番号払出年月日は昭和44年3月10日となっているほか、厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄の標準報酬月額記録は、同年10月が最初であることが確認できる。

さらに、申立期間当時の厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に空白はみられなかった。

以上の事情から、申立人が、C社の厚生年金保険新規適用時から厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 14 日から 38 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 32 年 5 月から 37 年 12 月までの期間、A社の社長宅に住み込みで、勤務していた。厚生年金保険に加入していた記憶があるのに、資格取得日が 33 年 1 月 1 日で、資格喪失日が同年 6 月 14 日になっており、勤務した期間とあまりにも違っているのもう一度当時の社会保険事務所の台帳（紙台帳）に当たって調査し、申立期間が被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社での在職については、同社取締役から「申立人が在職していたことは覚えているが、5年余もの期間在職していた記憶は無く、もっと短い期間であったと思う。」との陳述があったほか、当時の同僚から申立人は昭和37年ごろまで在職していた。」との陳述を得られたことから、勤務期間は特定できないものの、当時の在職が推定される。

しかし、申立人と同じく社長宅と一緒に住み込みで勤務していた同僚は、昭和32年から42年12月末まで継続して勤務していたと陳述しているところ、申立人と同様に同社の社会保険新規適用日である33年1月1日付けで資格を取得しているものの、約3か月後の同年4月25日付けで資格を喪失し、その後、39年2月1日付けで同社において再び資格を取得するまでの、申立期間に当たる約5年間は空白期間となっていることが確認できる。

また、複数の同僚から、「B業務に従事していた人の給料体系は違っていた。B業務の人には基本給が無く歩合制であったので、社会保険には加入していなかった。ただし、B業務でも固定給プラス歩合の者とすべてが歩合の者がおり、すべて歩合の者は社会保険には加入していなかった。」「大半の人が短期間で離職し、人の出入りが激しかった会社である。その理由は、歩合の割合が多く

て固定給が低かったため、給料手取額の上下が激しかったためと思う。」等の陳述が得られ、同社には、厚生年金保険に加入していない者もいたことがうかがわれるものの、当時の事情を明らかとするには至らなかった。

さらに、申立人は、「同社に在職していた時は社長宅に下宿し、厚生年金保険被保険者証、健康保険被保険者証及び預金通帳も預かってもらっていたし、その通帳に給与を入金してもらっていた。」と陳述しているものの、申立人提出の預金通帳を見ても、昭和32年5月から34年12月までの各月の預入額が500円から1万円と記入されているだけで、預入日も一定期日となっていないこと等から、当該預金通帳からは、給与額や社会保険料控除額等を確認することはできなかった。

加えて、申立人は、マイクロフィルムに転写した「健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿」ではなく、当時の社会保険事務所の紙台帳の原本に当たって調査してほしいと主張しているところ、C社会保険事務所では、当時の「健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿」（紙台帳）を現在も保存していたことから、これら両方の名簿を照査しても、その内容は一致しており、それをみると、同社が社会保険の新規適用日となった昭和33年1月1日以降、申立期間を含む39年5月18日までの間の被保険者資格の取得及び喪失、標準報酬月額等がすべて記録されており、その中で申立人の資格取得日は33年1月1日、資格喪失日は同年6月14日と記録されているほか、「健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿」の保険証番号に欠番は見当たらず、資格取得及び喪失手続にも特段の事務的過誤の状況はうかがえなかった。

このほか、申立人の各種読み方による氏名検索を行ったが、申立期間に係る該当する被保険者記録は確認できなかったほか、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料や周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 26 年 8 月 7 日から 27 年 9 月まで
③ 昭和 28 年 3 月から 31 年 9 月まで
④ 昭和 30 年 10 月から 32 年 9 月まで
⑤ 昭和 35 年 12 月から 37 年 5 月まで

私は、昭和 26 年 3 月ごろから申立期間①及び②を含め 1 年半ほど、A 社に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者期間が 26 年 5 月 1 日から同年 8 月 7 日までしかないのは納得できない。

また、私は申立期間③の昭和 28 年 3 月ごろから 3 年半ほど、B 社で C 業務に、さらに、申立期間④の 30 年 10 月から 2 年ほどは D 社で E 業務に、加えて申立期間⑤の 35 年 12 月から 1 年半ほどは F 社で G 業務に従事していたにもかかわらず、いずれも厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の A 社における在職については、申立人は厚生年金保険の記録にある 3 か月程度ではなく、昭和 26 年 3 月から 1 年半ほど勤務していたと申し立てているところ、複数の同僚からは申立人に関する記憶が無い旨の陳述があり、申立人に同社に就職するよう誘った同僚からも、入退社時期については確たる陳述を得ることができず、厚生年金保険の記録がある期間の前後における在職を明らかとすることはできなかった。

また、申立人の被保険者資格の取得についてみると、申立人は、同社で初めて被保険者資格を取得しているが、手帳記号番号払出簿の資格取得年月日欄には昭和 26 年 5 月 1 日と記載されており、これは社会保険庁のオンライン記録と符合するほか、それ以前に申立人がほかの番号で同社において資格を取得していたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立期間に係る同社の事業所別被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は見当たらなかった。

加えて、保険料控除についてみると、申立人は給与月額及び保険料控除額ともに不明としており、全喪時の事業主は、帳簿類を紛失しているため、当時の事情は不明であると陳述している。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

次に、申立期間③のB社における在職については、同僚から、正確な勤務期間は不明ながら、2年から3年程度在職していた旨の陳述が得られ、また、申立人が記憶している複数の同僚の名前が、同社の事業所別被保険者名簿で確認できることから、推定できる。

また、申立人の資格の取得についてみると、同僚からは、同社では従業員全員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったとの陳述が得られたところ、これは、申立人が記憶している同僚の中に、事業所別被保険者名簿に記載が無い者もいたこととも符合する。

さらに、申立期間の同社に係る事業所別被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は見当たらなかった。

加えて、同社は、昭和28年11月13日に新規適用、全喪年月日の記録は無いが、31年3月30日付けですべての被保険者が資格を喪失していることから、申立期間③のうち、28年3月から同年11月13日までは適用事業所ではなく、また、31年3月30日から同年9月までの期間も適用事業所ではなかったと考えられる。

また、保険料控除についてみると、申立人は給与月額が5,000円程度で、保険料控除額は厚生年金保険料及び健康保険料を合わせて150円程度であったとしているところ、これは、当時の標準報酬等級及び保険料率を基に計算した保険料額とは符合しないほか、事業主は既に死亡しているため、陳述を得ることはできず、この間の事情を明らかにすることはできなかった。

なお、申立人は同社において昭和28年3月から3年半ほど勤務していた旨を申し立てているが、社会保険庁の記録によると、当該期間中の30年8月26日にH社において被保険者資格を取得していることが判明し、申立人は、同社で勤務していたのはH社での資格の取得までの期間であったと陳述を変遷させている。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

次に、申立期間④のD社（昭和33年12月にI社に名称変更）における在職については、申立人は同社において昭和30年10月から2年ほど勤務していた旨を申し立てているが、社会保険庁の記録によると、申立人は33年7月8日に同社において被保険者資格を取得し、34年12月1日に資格を喪失しており、この記録は、同社において33年5月6日に資格を取得し、35年9月15日に資格を喪失している同僚からの「申立人は自分より後に入社し、先に退職した。」との陳述と符合している。

また、申立人は同社において厚生年金保険記号番号を新たに取得しているが、手帳記号番号払出簿の資格取得年月日欄には昭和33年7月8日と記載されており、これは社会保険庁のオンライン記録と符合するほか、それ以前に

申立人がほかの番号で同社において資格を取得していたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立期間④は申立期間③と重なる上に、申立期間④の当初の期間については、申立人にはH社で被保険者記録があることが判明し、申立人は、H社で被保険者資格を喪失した昭和31年6月5日以後にD社に入社し、同社で被保険者記録がある期間を含めて2年程度勤務したと陳述を変遷させている。一方、申立人は、H社退職後に空白無くD社に入社したとも陳述しており、これは、同社における資格取得日が33年7月8日と、H社での資格喪失日の約2年後となっていることと符合しない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人のD社における標準報酬月額額は1万2,000円であるが、これは、申立期間当時の給与月額を25万円から30万円とする申立人の陳述と大きく相違する。

加えて、同社は33年12月15日にI社に名称変更し、現存しているが、名称変更前の資料等は保管されておらず、当時の事情は不明であると回答している。

このほか、申立人が申立期間④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

次に申立期間⑤のF社における申立人の在職については、申立人は昭和35年12月から1年半ほど勤務した旨を申し立てているところ、社会保険庁の記録によると、当該期間中に当たる37年1月4日にJ社で被保険者資格を取得していることが判明し、申立人は、同社で勤務していたのは、J社で被保険者資格を取得するまでの期間であったと陳述を変遷させている。

また、当該期間においてF社の事業所別被保険者名簿に記録のある複数の同僚からは、申立人を記憶していない旨の回答が得られた。

加えて、申立人は「同社では、自分の車を持ち込んだ方が給料が良かったため、自己所有の自動車で行っていた。」と陳述しているところ、申立人と同様にG業務に従事していた同僚は、自己所有の車を持ち込んでいた者がいたか否かについて、不明であると回答している。

一方、保険料控除についてみると、申立人は給与月額及び保険料控除額について記憶が無く、申立期間当時の事業主の住所等連絡先も不明であり、現存する商業登記簿の最も古い記録である昭和52年11月当時の代表取締役は、申立期間は同社に關与していなかったため、当時の状況は不明である旨を回答しており、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間⑤において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年から27年9月1日まで
② 昭和28年2月11日から32年まで
③ 昭和32年6月29日から34年6月まで

私は、昭和25年から32年までA社で勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。また、同年5月20日から34年6月までB社で勤務していたにもかかわらず、申立期間③の期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を含む昭和25年から32年までA社で勤務していたと申し立てている。

そこで、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿等をみると、厚生年金保険の新規適用日は申立期間①の後の昭和27年9月1日になってからで、全喪日は申立期間②の前の28年2月11日となっており、申立人は当該新規適用日に資格を取得し、全喪日に資格を喪失していることが確認できる。

次に、当該事業所において被保険者記録のある同僚7名を抽出し調査したが、回答のあった複数の同僚からは、申立期間①及び②における申立人の在籍や当時の状況等についての具体的な陳述は得られなかった。

また、申立人は申立期間①及び②に係る保険料を控除されていたか否かについては不明と陳述しており、当時の事業主も住所不明のため、在籍期間、保険料控除、資格の取得及び喪失の届出等について陳述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の各種読み方と生年月日の組み合わせによる各種氏名検索を

行ったが、申立期間①及び②において申立人の該当する記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

次に、申立期間③におけるB社での在職については、雇用保険の記録は保存されておらず確認することはできず、申立期間に被保険者記録のある同僚7名を抽出し調査したが、回答のあった複数の同僚からは、申立期間③における申立人の在籍、勤務期間、雇用形態等についての具体的な陳述は得られなかった。

また、申立人が当時一緒に勤務していたと申し立てている同僚にも照会したが、当該同僚からは「申立人とは一緒に勤務していたが、申立人の退職日は特定できないものの、私が辞めた昭和33年春ごろよりも早く退職したはずである。」との陳述も得られた。

さらに、申立人は申立期間③に係る保険料を控除されていたか否かについては不明と陳述しており、当時の事業主も住所不明のため、在籍、保険料控除、資格の取得及び喪失の届出等について陳述を得ることはできなかった。

加えて、申立人の各種読み方と生年月日の組み合わせによる各種氏名検索を行ったが申立期間③において申立人の該当する記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和8年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 昭和39年4月から同年6月26日まで
② 昭和39年8月29日から42年10月まで

私は、入退社の正確な時期をはっきり覚えていないが、昭和39年4月から42年10月までA社のB店で勤務していた。

ところが、私のA社における厚生年金保険加入期間は、昭和39年6月26日から同年8月29日までとされている。A社での勤務期間は、2か月や3か月ということはなく、2年から3年は勤務していたと思う。

申立期間①及び②について厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において昭和37年から45年まで厚生年金保険に加入していたことが確認できる同僚が「時期ははっきりしないが、申立人はB店に2年から3年ぐらい勤務していたと思う。」と陳述していることから、申立人は、時期を特定できないが、同社に在職していたと推定できる。

しかし、A社の被保険者名簿をみると、申立人は昭和39年6月26日に被保険者資格を取得し、同年8月29日に同資格を喪失し、同年9月2日に健康保険証を返還した旨の事蹟^{じせき}が記録されている。

また、A社の被保険者名簿の申立人に係る標準報酬月額欄には、資格取得日における標準報酬月額の記載があるのみで、昭和39年10月の定時改定の記載は無く、また、申立期間①及び②の間において申立人の名前は無い上、この間の健康保険証払出番号は連番で欠番も無い。

さらに、前述の同僚は、申立人はパートか契約社員みたいな者で、厚生年金保険には加入していなかったのではないかと陳述している。

加えて、A社の経理担当者は「店の従業員のほとんどは厚生年金保険に加入

しなかった。厚生年金保険の加入は、各事業所の支配人が決めており、加入しなければ給与から保険料も控除していなかった。」と陳述している。

以上のことから、申立人は、申立期間①及び②において、A社に在職していた可能性は否定できないものの、在職していたとしても、雇用形態等の何らかの事情により、厚生年金保険には加入しておらず、給与からの保険料控除は無かったと考えるのが相当である。

このほかに、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 24 日から 35 年 1 月 1 日まで

A社を退職直後の昭和 34 年 4 月に、叔父の紹介によりB社に正社員として入社し、同社には、C 駅にあるD支社に配属された後、E社に転職する直前の 35 年 1 月まで継続して勤務した。

B社での職種は前職と同様、F 業務員であったため、試用期間は無く、給与から色々引かれていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係るB社での在職については、正確な期間は特定できないものの、同僚二人の陳述により認められる。

しかしながら、申立人が、自身のB社入社日であるとする昭和 34 年 4 月以前に入社していたと陳述しているG業務員について、その者の厚生年金保険被保険者記録をみると、同社における被保険者資格取得日は同年 12 月 1 日となっているところ、当該同僚は、入社後しばらくは試用期間のため、厚生年金保険に加入していなかったのではないかと陳述している。

また、C 駅のD支社に配属される前に、A社H支社において被保険者資格を取得した別のG業務員は、入社日は資格取得日の 9 か月前であったと陳述している。

このことから、申立期間当時のB社では、申立人と同職種の配送員は入社後、一定期間の試用期間終了後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったところ、申立人はその試用期間が終了する前に退職したため、厚生年金保険に加入していなかったと考えるのが妥当である。

さらに、申立人の保険料控除についての記憶はあいまいであり、このほか、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたこ

とをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月から 56 年 6 月まで
② 昭和 56 年 10 月から 57 年 9 月まで
③ 昭和 59 年 2 月から 60 年 4 月まで

私は、A社B支社で昭和 52 年 8 月から 56 年 6 月までC業務員として勤務していた。始業時間は午前 9 時、終業時間は決まっていなかった。また、出勤日は月曜日から土曜日までだが、休日に出勤することもあった。A社で新人賞をもらったことがあるのに厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない(申立期間①)。

D社での厚生年金保険加入記録が昭和 56 年 7 月 1 日から同年 9 月 19 日までとされているが、同社には、57 年 10 月にE社に転職するまで勤めていた。また、厚生年金保険料の控除額は覚えていないが、給与明細書に保険料控除のことが記載されていたのを覚えている。それなのに、56 年 10 月から 57 年 9 月までの厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない(申立期間②)。

昭和 59 年 2 月から 60 年 4 月まではF市にあったG社で勤務していた。その当時、同僚として勤務していた人も厚生年金保険に加入していた。59 年 2 月から 60 年 4 月までの厚生年金保険の加入記録が無いのは、納得がいかない(申立期間③)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、時期を特定できないものの、A社B支社に在籍していたことが、事務員として在職していた元同僚の陳述により推定できる。

しかし、上記の元同僚は、申立期間①当時、申立人はC業務員として1年から長くても2年ぐらいA社B支社で勤務しており、同支社では、C業務員は出入りが多いため、厚生年金保険に加入していなかったと思うと陳述している。

また、A社本社の現在の人事総務担当者は、人事関係の情報は「入社依嘱簿」に記録しており、申立人については、同名簿に昭和 48 年 8 月から 49 年 7 月ま

での在籍記録はあるが、申立期間①における記録は確認できなかったとしている。

さらに、上記の人事総務担当者は、平成3年から4年以降は、C業務員は全員、厚生年金保険に加入するようになったが、申立期間①当時は、支社のC業務員では支社長が厚生年金保険に加入していたが、ほかのC業務員は希望者のみ厚生年金保険に任意加入する取扱いであり、ほとんどのC業務員は厚生年金保険に加入していなかったと陳述している。

このことから、申立人については厚生年金保険への加入を希望しなかった可能性を否定できない。

申立期間②については、D社の現在の事務担当者は、「社内記録には申立期間当時の氏名である「H」は昭和56年9月18日に解任と記載されていることから、解任日である同年9月18日に退職したと思われ、その後、再入社した記録は確認できなかった。」と陳述しており、申立人が申立期間②において同社に在籍していたことは確認できなかった。

また、D社で申立期間②に在籍していた者のうち連絡ができた者10人からは、申立人の申立期間②における在職の確認は得られなかった。

さらに、申立人のDでの厚生年金保険の資格喪失日は、同社の解任日の記録及び雇用保険の記録と一致している。

申立期間③については、申立期間③当時のG社の代表者、役員1人、事務担当者2人及び同僚2人が申立人はアルバイトとして同社に勤務していたと陳述していることから、申立人が同社に在職していたことは認められる。

しかし、申立期間③当時のG社の代表者及び専務取締役は、申立期間③当時のアルバイトの厚生年金保険の加入について、「採用面接時に本人から希望があれば厚生年金保険に加入させる取扱いであった。また、在職途中でも加入希望の申し出があれば随時加入手続をしていた。申立人の厚生年金保険の記録が無いのであれば、当時、申立人から加入の申し出はなかったからだと思う。」と陳述している。

また、G社の事業所別被保険者名簿には、申立期間③に係る期間において、申立人の名前は無く、健康保険証の払出番号は連番で欠番も見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 42 年 2 月 1 日まで

昭和 40 年 9 月から 42 年 1 月まで A 社に勤務していた。当時の同僚には B 氏、C 氏、D 氏、E 氏、F 氏の各氏がいる。

G 社に勤めていたころ、当時役員であった H 氏が A 社に移られ、同氏の紹介により A 社へ就職した。就職した時期は H 氏の紹介によるため、G 社との関係もあり、退職してから 3 か月程期間をおいた昭和 40 年 9 月ごろである。

社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入とされており、納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A 社に在職していたことは、申立人が同僚としている 5 人の名前が、同社の厚生年金保険被保険者名簿で確認できること、及び申立期間中の昭和 41 年 4 月に入社した同僚による、「新入社員研修会に申立人が先輩・上司として参加していた」との陳述から認められる。

一方、雇用保険の記録によれば、申立人は、I 市の J 社で申立期間中の昭和 40 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得し、41 年 1 月 31 日に離職していることが確認でき、申立期間のうち同年 1 月以前は A 社には在職していなかったものと考えられる。

また、申立人が、A 社を紹介してくれたと陳述している G 社の上司であった H 氏は、社会保険庁の記録により昭和 40 年 7 月 1 日から申立期間中の同年 11 月 21 日まで K 県の別会社における厚生年金保険加入記録が確認できること、及び 41 年 4 月 1 日に A 社の厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚が、同氏について「役員として社員教育を担当していた」と陳述していることから、40 年 11 月末から 41 年 3 月までの間に A 社に移ったものと推測されるが、社

会保険庁の記録によれば、同氏がA社で厚生年金保険被保険者資格を取得したのは同年10月1日であることが確認できる。

さらに、申立期間当時、事務を担当していた同僚から、「当時は入社後すぐに退職する者が多かったことから、新入社員については仕事が続きそうか見極めるため、入社後6か月から8か月後に厚生年金保険被保険者資格の取得の手続きをとっていた。」との陳述が得られた。

加えて、A社の被保険者名簿で生年月日から昭和41年3月が高校卒業時期に当たり、厚生年金保険被保険者資格の取得の前歴の無い者11人について、厚生年金保険被保険者資格の取得日をみると、同年4月1日2人、同年5月1日5人、同年7月1日1人、同年9月1日2人、42年3月1日1人となっていることが確認できる。

以上の事情から、申立期間当時、A社では、厚生年金保険の加入手続について人により扱いが区々となっており、申立人については、何らかの理由により厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが行われないうまま、L社に転職したと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 28 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 45 年 12 月 31 日から 46 年 3 月 8 日まで
③ 昭和 47 年 8 月 1 日から同年 10 月 21 日まで
④ 昭和 47 年 12 月 21 日から 48 年 8 月 21 日まで

私は、A社に昭和 43 年 3 月 1 日に入社し 49 年 11 月 29 日まで、同社で勤務していた。

このたび、自身の年金記録を確認したところ、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 43 年 8 月 14 日以降、退職するまでの間において、同社での厚生年金保険加入記録が無い期間が 4 つもあることが分かった(申立期間①、②、③及び④)。

いずれの申立期間についても、厚生年金保険に加入していたはずである。

なお、申立期間①、②、③及び④とは別に、A社に在職していた間に、B社とC社での厚生年金保険加入記録があるが、B社は名称を知っている程度であり、また、C社という社名は聞いたことが無く、なぜこのような会社の厚生年金保険加入記録があるのか分からない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②、③及び④当時、A社で勤務していたことは、複数の元同僚の陳述により推定できる。

しかし、申立人は、A社における勤務状況について、様々な部署などで勤務したが、それぞれの勤務時期は定かに記憶していない、また、A社に在職していた期間の中に、B社、C社という別の会社での厚生年金加入記録があるとしている。

そこで、申立人がA社に継続して勤務していたと陳述している期間における、申立人の厚生年金保険加入記録を調べると、申立人がA社、B社、C社のそれぞれにおいて厚生年金保険被保険者資格を得ている期間があることがそれぞれ

れの会社の事業所別被保険者名簿により確認できる。

そこで、上述の3社の関係をみると、A社とC社は住所地が同一であることが社会保険庁の記録により、また、A社とB社の役員の一部が同一の親族で構成されていることが各商業登記簿謄本により、それぞれ確認できるところ、これらの会社は相互に何らかの関係があったとの陳述がA社の元役員から得られた。

ところで、申立期間①については、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和43年8月14日に同社での厚生年金保険被保険者資格を取得し、その資格を44年4月28日に喪失した直後の期間であるが、この喪失年月日は、同社での申立人の雇用保険の離職日と整合している。

また、申立期間①、②、及び③については、A社、B社及びC社で厚生年金保険加入記録のある間の前後期間であるが、これら3社の事業所別被保険者名簿をみると、2社以上で厚生年金保険加入記録がある者が申立人以外に4人おり、このうち3人はこれらの会社での被保険者資格の取得及び喪失の間に厚生年金保険に加入していない空白の期間があることが確認できるところ、この空白の期間については上記の3人のうちの1人の陳述からこれらの会社の異動時期に生じたものと推定できる。

さらに、上述のうち、B社及びC社の社長の厚生年金保険未加入期間は、申立人の申立期間②及び③とほぼ一致することが、A社、B社及びC社の各事業所別被保険者名簿により確認できる。

このことから、申立期間①、②、及び③については、上述の3社の間における転籍の際に、事業主が何らかの事情により厚生年金保険に加入しない取扱いを行っていた可能性を否定できない。

申立期間④については、申立人の申立期間④前後のA社における厚生年金保険被保険者資格の資格取得及び喪失年月日は、同社での雇用保険の資格取得及び離職年月日と一致しているとともに、申立人は申立期間④のすべての期間において、国民年金保険料を納付している。

また、申立期間①、②、③及び④については、これらの各期間に係る上述の3社の各事業所別被保険者名簿には、いずれも申立人の名前は無く、健康保険証の整理番号は連番で欠番もみられない。

さらに、申立人は、申立期間①、②、③及び④における給与額、厚生年金保険料控除及びそのほかの公的控除に関する記憶があいまいである。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 38 年 1 月 9 日まで

私は、昭和 37 年 7 月 9 日に A 社に臨時現業員として採用され、38 年 1 月 9 日に本務採用となった。臨時現業員であった 37 年 7 月から 38 年 1 月 9 日までの厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における在職については、申立人の保管する A 社長名の辞令書に、申立人を「昭和 37 年 7 月 9 日から 38 年 1 月 8 日まで臨時現業員として任命する」と記されていることから認められる。

しかし、申立期間において、申立人が勤務していた A 社については、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、「B 社」「C 社」「D 社」「E 社」「F 社」「G 社」「H 社」と A 社と名前が類似する厚生年金保険適用事業所がないか、社会保険庁のデータベースを検索したが、申立期間当時にそのような適用事業所は確認できなかった。

さらに、A 社の給与計算及び社会保険事務担当者は、A 社の臨時現業職員が厚生年金保険に加入したことを確認できるのは昭和 49 年 4 月 1 日以降でそれ以前については不明である、また、厚生年金保険に加入していなければ、給与から保険料は控除していなかったと思うと陳述している。

加えて、申立人は、申立期間当時の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からないとしており、保険料控除に関する記憶があいまいである。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3167

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 58 年 8 月まで
昭和 57 年 11 月から 58 年 8 月まで A 社 B 支社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いのが納得できない。本社は C 市にあったので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が本社であると陳述している C 市の A 社は、社会保険庁の記録により適用事業所（昭和 56 年 7 月 1 日に新規適用、平成 14 年 8 月 25 日に全喪）であったことが確認できる。

そこで、同事業所における厚生年金保険の適用状況についてみると、申立人が B 支社で同時期に勤務していたとする同僚に厚生年金保険の加入記録が見当たらないことから、同事業所は一部の従業員について社会保険を適用しない取扱いであったと考えるのが相当である。

また、雇用保険の記録により、申立人は申立期間において求職者給付を受給していたことが確認できることから、厚生年金保険の被保険者資格は取得していなかったと考えられる。

さらに、同事業所の被保険者名簿には、申立期間における健康保険番号の欠落は見られないことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月から同年 8 月まで
② 昭和 60 年 5 月から同年 8 月まで

昭和 37 年 3 月から同年 8 月まで A 社に正社員として勤務し（申立期間①）、60 年 5 月から同年 8 月まで B 社で店長をしていた（申立期間②）ので、この期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は A 社に勤務していたと申し立てしているところ、同社の関連企業である C 社の被保険者名簿に申立人が名前を挙げた上司と同僚の名前が確認できることから、申立人が A 社ではなく C 社に勤務していたことは推定できる。

そこで、C 社における社会保険の適用状況をみると、同僚から「同社の同窓会で、入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致していない人が何人もいるという話を聞いた」との陳述が得られた。このことから、当時、同社では一部の従業員について入社後一定期間経過後に被保険者資格を取得させる取扱いであり、申立人は被保険者資格を取得する前に退職したと考えるのが相当である。

次に、申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録は見当たらないほか、社会保険庁の記録から申立人は当該期間に国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間①及び②に係る事業所の被保険者名簿には、いずれも健康保険番号の欠落は見当たらないことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚

生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から44年5月1日まで

私は、昭和39年5月から44年4月30日までA社で勤務していたが、当該期間について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。納得ができないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の在職状況については、A社の事業主及び同僚が申立人について明確に記憶していることから、申立期間において同社で勤務していたことが確認できる。

そこで、同社の社会保険の適用関係をみると、昭和52年2月1日に新規適用事業所になっていることが確認でき、申立期間は適用事業所となる前の期間に当たる。

また、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことは記憶していないとしているほか、事業主は、同社が適用事業所となるまでの間は給与から厚生年金保険料を控除していなかったと陳述している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 6 日まで
60 歳になるころ、年金の裁定請求手続のため、社会保険事務所で年金記録を照会したところ、昭和 27 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 6 日まで 15 年間勤務した A 社の厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとの回答があった。脱退手当金が支給されたとされる昭和 43 年 1 月当時は、制度についての知識も無く、また、請求した記憶も無く、受給していない。
A 社での厚生年金保険加入期間を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社を昭和 42 年 4 月 6 日に退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 8 か月後の昭和 43 年 1 月 24 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者名簿(原票)を見ると、脱退手当金の支給を示す「脱退」の印影が確認できるほか、その印影には受付日と思われる「昭和 43 年 1 月 8 日」との表示がある。

また、申立人に係る B 市の国民年金被保険者台帳を見ると、「27 年 4 月 1 日～42 年 4 月 6 日脱退金受け取り済カラ期間 72 ヶ月」との記載が確認できる。このことから、当時、申立人が同市において国民年金の手続を行った際に、同期間の年金加入状況について申告を行い、それに基づき、市が同台帳に記載したものと推察される。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 21 日から 33 年 2 月 11 日まで
② 昭和 33 年 6 月 12 日から 35 年 12 月 21 日まで
③ 昭和 35 年 12 月 21 日から 37 年 7 月 31 日まで
④ 昭和 39 年 1 月 25 日から 42 年 2 月 7 日まで

年金特別便が届いたので、厚生年金保険加入期間を確認したところ、結婚前に勤務していたA社、B社、C社及びD社の期間が抜けていた。社会保険事務所で、4社の厚生年金保険被保険者記録を調べてもらったところ、脱退手当金を支給済みとの説明を受けた。当時は脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金は受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①、②及び③に係るものと申立期間④に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、申立人は、脱退手当金が支給されたとする時期にはその制度を知らず、いずれも脱退手当金は受給していないと申し立てている。

そこで、申立期間①、②及び③についてみると、厚生年金保険記号番号払出簿の備考欄には、申立人の氏名及び生年月日の訂正届がC社を退職した約4か月後の昭和37年11月27日に提出された記録が確認でき、当該期間の脱退手当金が38年2月20日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名及び生年月日の訂正が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

次に、申立期間④についてみると、D社の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和42年2月の前後約2年に資格を喪失した者10名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6名に脱退手当金の支給記録があり、うち5名について資格喪失日の約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、D社での厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和42年6月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。